

實業補習學校ハ近來漸次普及發達ヲ見ルニ至レルモ單リ水産補習學校ニ至リテハ未タ之ヲ設置セサル市町村モ尠カラス頗ル不振ノ状態ナルハ遺憾トスル處ニ有之就テハ本年度ニ於テ拾萬圓ヲ支出シ左記方法ニ依リ水産補習學校ノ設備費ヲ補助シ以テ斯教育ノ發達ヲ圖ルコトト相成リタルニ付此ノ機會ニ於テ水産補習教育ノ振興ニ關シ十分御配慮相成度此段依命通牒ス

追テ本年度交付金〇圓別途送付可致尙ホ明年度及明後年度ニ於テモ國庫ヨリ拾萬圓ヲ支出相成ヘキ見込ニ付御了知相成度

記

- 一、水産補習教育費國庫補助金ハ之ヲ北海道及府縣ニ交付スルコト
- 二、國庫交付金ハ之ヲ水産補習學校水産科ヲ置ク實業補習學校ヲモ含ムノ増設擴張等ニ係ル水産ニ關スル學科目ノ教授並ニ實驗上最モ必要ナル機械器具標本等ノ設備費ノ補助ニ充ツルコト
- 三、前項ノ補助ニ對シ北海道地方費及府縣費ヲ以テ相當補充スルコト
- 四、道廳府縣ニ於テ支出スル補充金及補助ニ關スル計畫等ハ遲滞ナク之ヲ本省ニ報告スルコト
- 五、補助シタル學校ノ名稱、設立者及其ノ補助金額並各學校ニ於テ設備シタル品目、數量、價格ヲ取纏メ本省ニ報告スルコト

この補助は昭和二年より三年間、水産補習學校の設備に對して下附されたので、各府縣の水産補習學校はこの補助を受けて、水産製造の設備或は漁船漁網等の漁撈の設備、又は養殖に關する設備、若は標本の設備をなす等、其の設備の充實を圖つたので、水産補習學校の設備は從來に比して見るべきも

のあるやうになり、従つて水産補習教育の振興を助成したことは少くない。

五 昭和九年の臨時設備補助

大衆青年教育の振興は、地方經濟更生上よりも、將た又國民思想振肅の上よりも、極めて重要なことを認められるやうになつたので、文部省に於ては益々斯の教育の充實振興を期するために、教員給の半額補助を目標として國庫補助金の増額を圖つてあつたが、大藏省に於ては財政上の都合にて之を認めざるを以て、青年教育の臨時設備に對する補助を要求したるに、金五十萬圓補助することに決せられ、實業補習學校の設備に三十萬圓、青年訓練所の設備に二十萬圓を配布されることとなつた。

青年訓練及實業補習教育費臨時補助交付ニ關スル件

(昭和九年五月二十九日 文部省社會教育局長)

今般貴管内公立青年訓練所及公立實業補習學校ニ於ケル設備ノ改善充實ノ費用ニ當テシムル爲左記ノ通り國庫ヨリ補助相成タルニ付貴管内公立青年訓練所及公立實業補習學校各總數中優良ナルモノ約一割ヲ選定シ其ノ設置者タル市町村、市町村學校組合及町村學校組合ニ之ヲ御交付相成度但シ市町村ノ財政著シク困難ナル事由ニヨリ設備不十分ナル公立青年訓練所及公立實業補習學校ニシテ補助金ヲ交付スルコトニヨリ相當成績ヲ擧グルコトヲ得ルモノト認メラルル場合ハ補助金ノ一部ヲ之ニ當テシムルモ差支無之尙本臨時補助金ニ對シテハ成ルベク(北海道地方費府縣費ヲ以テ相當補充ノ途ヲ講ゼラルル様特ニ御配慮相成度此段通牒ス

追テ右補助金ノ交付ニ關シテハ別記事項御參照ノ上取扱上遺憾ナキヲ期セラルル様致度

別記事項

一 青年訓練所規程第六條ノ實業補習學校ハ實業補習學校及青年訓練所トシテ取扱フコト
 二 地方長官ハ成ルベク速ニ補助金ノ交付ヲ完了スルコト
 三 補助金ノ交付ヲ了シタルトキハ第一表ニヨリ本省へ報告スルト共ニ當該公立青年訓練所主事及公立實業
 學校長ニ通知スルコト
 四 本補助金ヨリ設備ヲ完了シタル當該公立青年訓練所及公立實業補習學校ニ關シ第二表ノ調査表ヲ作製シ
 本省へ報告スルコト

第一表

市町村名	青年訓練所又ハ 實業補習學校名	補助金交付額		設備ノ種類	交付年月日
		國庫補助額	道府縣補助額		

第二表

市町村名	青年訓練所又ハ 實業補習學校名	國庫補助額及 道府縣補助額		補助金ノ用途			備考
		品目	數量	價格	計	計	

注意 補助金ニ對シ特ニ市町村ニ於テ補充金ヲ支出シタルトキハ備考欄ニツノ金額ヲ記入ノコト

第十一章 實業補習學校教員の養成

一 實業補習學校教員養成所令並同施行規則の制定

大正二年實業補習教育調査委員の調査報告の頒布あり、同四年青年團に關する訓令と通牒とありてより、既に述べたやうに、市町村在住の青年全部に、しかも丁年まで此の教育を興ふるの氣運を生ずるやうになつたがために、實業補習教育は愈々普及發達の途に登り、之が専任の教員を要することが益々多くなつた。滋賀縣に於ては、既に大正二年より實業補習學校教員養成所を設けて、之か教員の養成を講じて居り、同三年には山形縣、同五年には埼玉縣、同六年には茨城、福井、島根の三縣、同七年には群馬、愛知、長野、石川、鳥取、廣島、香川の七縣、同八年には尙兵庫、山梨、福島、富山、岡山、和歌山の六縣を加へ、實業補習學校教員養成に關する施設十九縣にて十九箇所となり、同九年には島根縣の廢止ありしも、更に東京府及千葉、山口、熊本の三縣を加へたので、二十二府縣にて二十二箇所と云ふ少からぬ數に上つたのである。かく次第に益々實業補習學校教員養成所の増設され、教員養成所の必要を現實に告ぐるに至つた。併しながら、是等の施設に就ては、未だ制度上何等據るべき規程がなかつたのである。然るに此の頃は恰も、世界大戰後の時代にして、國民大衆に對する實業補習教育の切要なるものあり

しにより、文部省に於ても、之が發達を大に獎勵せんと企圖せられ、實業補習教育制度の大改正を行ひ更に専任教員の増置を獎勵するために、新に國庫補助の途を開いて、専任教員給に對して三分二以内の補助を講ぜられたのである。ために益々之が教員養成の必要を認めしむるやうになつたので、大正九年十月勅令第五百二十一號を以て、實業補習學校教員養成所令を制定して公布せられ、更に同十二年文部省令第三十三號を以て、實業補習學校教員養成所令施行規則を制定して公布し、大正十年四月より之を實施することとされた。この法令の公布と同時に、文部省より、同養成所令並同施行規則制定の趣旨及同規則の要項を示されてゐるから、左に摘録して先づ之を示すこととする。

(一) 實業補習學校教員養成所令並同施行規則の制定

實業補習學校の現状を見るに、教員は多くは小學校教員の兼務で、専任教員を有する學校は全國中其の數甚だ少いのである。此の如く一意學校の事に當るべき専務者に乏しくて、克く其の實績を擧げるは洵に至難の事と謂はなければならぬ。政府は此點に鑑みて、曩に實業教育費國庫補助法に改正を加へ、斯教育に對し新に國庫補助の途を開き、之を専務教員増置の財に充てしめることとしたから、今後は各府縣とも漸を遂うて、専任教員の増加を見るに至るであらうけれども、之が爲には又一面に於て、益々斯種教員の養成を圖り、教員素質の改善を策し、優良なる教員を潤澤に供給するの途を講ぜなければならぬ。地方に於ても既に之が必要を認め、其の施設を爲せるものも亦少くないが、從來此の機關に付ては何等法令の據るべきものがなかつた爲此等の施設亦甚だ不完全であるのは、斯種教員養成上海に遺憾とすべきことである。仍て今回新に實業補習學校教員養成所令並同施行規則を制定し、養成機關の設置廢止並其の組織設備教員等に關し、新に規定を設けることとした。故に未だ其の施設なき地方に於ては成るべく速に之を設置し、既に其の施設ある地方に於ても力めて之が整備充實を圖り、以て本制度設置の趣旨に副うことが緊要である。茲に教員養成所令並同施行規則の要項を述べれば次の通りである。

ば次の通りである。

(一) 實業補習學校教員養成所は主として道府縣に於て之を施設するを適當とするけれども、大都市等に於て工業、商業等の補習學校教員の爲に施設するが如きも亦望まじきことであるから、養成所は之を道府縣立又は市立とした而して、該機關は之を獨立して設ける外、其の設置を容易ならしめる爲に公立實業學校、師範學校若しくは實業に關する公立の試験場講習所に併設するを得ることとした。

(二) 本所に入學を許すべき者は、尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする。修業年限五年以上の實業學校若しくは之と同程度の實業學校を卒業した者又は師範學校を卒業した者を本體としたけれども、尙中學校若しくは高等女學校を卒業した者、小學校本科正教員、小學校専科正教員の免許狀を有する者には入學資格を與へ、又尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする。修業年限三年以上の實業學校を卒業し、二年以上實業に關する經驗を有する者、其の他に之に準ずべき者で相當の學力を有するものは之を入學し得ることとした。から善く入學志望者の情況等を考察し、收容其の宜しきを得ることに留意せなければならぬ。而して養成所の修業年限は之を二年と爲すを最も可とするけれども、此等卒業者を要すること頗る急なる今日に於て、俄に完全を望むことは困難であるから、修業年限は最短を一年と爲すこととした。

(三) 學科目は修身、教育、法制、經濟並實業に關する學科目及實習を必修の科目とし、女子に對しては修身、教育、家事裁縫並實業に關する學科目及實習を必修の科目とした。然れども師範學校卒業者等既に教育に相當の學力ある者に對しては、教育は之を課せざることを認め、又生徒の素養及養成せんとする教員の種類に應じ、國語、數學、外國語、簿記、社會學大意、其の他のものより適當の科目を選択して之を加設し得ることとした。學科目は勿論其の教授時數の如きも深く之を考慮して最も適當に課程を定めることが必要である。

(四) 本所の教諭及助教諭は一般の實業學校教員たることを得る資格を有する者に限ることとした。而して職員、待遇官等等級に關しては、所長は實業學校の例に準じ、教諭、助教諭、書記等は實業學校教諭、助教諭、書記の例に準ずることとし、教諭にして、委任官の待遇と爲すことを得る者の員數は亦之を實業學校の場合と同

一にし其の他職員の俸給は實業學校職員に關する規定を準用し分限に關しては公立學校職員分限令を準用することとした

(五) 本所には教室、實驗室、實習場等を設け又器具、機械、標本、圖書等を設備する必要があるもので之に關する規定を設けることとした此等の諸設備は成るべく教授上支障なきことを期せなければならぬ

(六) 現に實業補習學校教員の職に在る者等に對し時々必要の講習を爲すことは其の學力を補充し教授の實効を擧ぐるに極めて緊要のことであるから本所に於て一面又斯の如き施設を爲さしめる爲講習科を設け得る規定を加へた宜しく地方の實況に照し隨時適切なる講習を行ひ以て廣く教員實力の養成を圖ることに力めなければならぬ

(七) 優良教員の養成を圖るが爲在學中生徒に學資を給與するは頗る有効の方法であつて之と共に一面には其の卒業者に對し一定の期間實業補習學校教員たる義務を負はしめることも亦之を必要とするから今回施行規則中之に關する條項を加へた然れども此等學資の給與及卒業後の服務に關する事項は固より一様に律することが出来ないから宜しく地方の事情に應じ夫々適當に之を定むべきである。

(二) 實業補習學校教員養成所令

勅令第五百二十一號(大正九年十月三十日官報)

- 第一條 北海道府縣及市ニ於テ設置スル實業補習學校教員養成所ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 實業補習學校教員養成所ノ設置及廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第三條 實業補習學校教員養成所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長
教諭
助教諭

書記

前項ノ職員ノ外寄宿舎ノ設アル養成所ニハ舍監ヲ置ク

第四條 所長ハ奏任官ノ待遇トス地方長官ノ監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第五條 教諭ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トシ助教諭ハ判任官ノ待遇トス生徒ノ教育ヲ掌ル

教諭ニシテ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得ル者ノ員數ニ關シテハ公立學校職員制中實業學校ニ關スル規定ヲ準用ス舍監ハ教諭又ハ助教諭ヲ以テ之ニ充ツ所長ノ指揮ヲ承ケ寄宿舎ノ事ヲ掌ル

第六條 書記ハ判任官ノ待遇トス所長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第七條 實業補習學校教員養成所職員ノ待遇官等等級ニ關シテハ公立學校職員待遇官等等級令中實業學校職員ニ關スル規定ヲ分限ニ關シテハ公立學校職員分限令ヲ準用ス

第八條 本令ニ定ムルモノヲ除ク外實業補習學校教員養成所ノ設置廢止、入學資格修業年限、學科科目並教諭及助教諭ノ資格等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ大正十年四月一ヨリ之ヲ施行ス

(三) 實業補習學校教員養成所令施行規則

文部省令第三十三號(大正九年十二月十八日官報)

第一條 實業補習學校教員養成所ノ修業年限ハ一年乃至二年トス

第二條 實業補習學校教員養成所ノ學科目ハ修身教育、法制、經濟並實業ニ關スル學科目及實習トス但シ女子ニ付テハ家事裁縫ヲ加ヘ法制、經濟ハ之ヲ缺クコトヲ得

第三條 第一項第二號ニ該當スル者又ハ之ニ準スヘキ者ニ付テハ教育ハ之ヲ課セサルコトヲ得

第一項 學科目ノ外國語、數學、外國語簿記、社會學大意其ノ他必要ナル學科目ヲ加設スルコトヲ得

第三條 實業補習學校教員養成所ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノタルヘシ
一 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年以上ノ實業學校又ハ之ト同程度ノ實業學校ヲ卒業シタル者

二 師範學校ヲ卒業シタル者

前項ノ外中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者小學校本科正教員、小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者若ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ實業學校ヲ卒業シ二年以上實業ニ關スル經驗ヲ有スル者其ノ他之ニ準スヘキ者ニシテ相當ノ學力アリト認メタルモノハ之ヲ入學セシムルコトヲ得

第四條 實業補習學校教員養成所ニハ講習科ヲ設クルコトヲ得

第五條 實業補習學校教員養成所ノ教諭及助教諭タルコトヲ得ル者ハ一般ノ實業學校教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スルモノタルヘシ

第六條 實業補習學校教員養成所ハ公立學校又ハ實業ニ關スル公立ノ試驗場若ハ講習所ニ併設スルコトヲ得

第七條 實業補習學校教員養成所ニ於テハ教室、實驗場、實習場、器具、機械、標本、圖書其ノ他教授上必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第八條 實業學校設置廢止規則ハ實業補習學校教員養成所ノ設置廢止ニ關シ之ヲ準用ス

第九條 實業補習學校教員養成所生徒ノ學資ノ給與及卒業後ノ服務ニ關スル事項ハ地方長官之ヲ定ム

附則
本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノニ付テハ大正十一年三月三十一日マテ之ヲ斟酌スルコトヲ得

二 實業補習學校教員養成所令實施後の情況

(一) 實業補習學校教員養成所の發達情況

實業補習學校教員養成所令は、大正十年より實施し、同年度に東京、神奈川、長崎、群馬、千葉、奈良、愛知、滋賀、長野、福島、石川、鳥取、男女二箇所、山口(男女二箇所)、和歌山、福岡、熊本の十八養成所の設立を見、同十一年には新潟、埼玉、茨城、栃木、岐阜、宮城、山口、岡山、広島、徳島、宮崎の十一養成所を加へて二十九の養成所となり、同十二年には北海道、兵庫、高知、大分の四箇所を増して三十三の養成所、同十三年には秋田、岡山、女、鹿兒島の三箇所を増して三十六養成所、同十四年には三重、富山、香川、佐賀の四箇所を増して四十養成所、同十五年には岩手、静岡、京都、大阪の四箇所を増加して四十四養成所、昭和二年には山梨、愛媛の二箇所を増し、昭和三年には鳥取、女は廢止されて一箇所を減じ、鹿兒島の養成所に女子部を設けられ、昭和六年には青森の一箇所、昭和八年には島根の一箇所、昭和九年には沖縄の一箇所を加へ、現在四十八養成所と云ふやうになつてゐる。

以上昭和九年度までの養成所發達の概況であるが、同年度に於ける情況を調査して見ると、養成所の設けなき府縣は福井の一縣のみで、他の道府縣には盡く設立されて、四十八の養成所がある。即ち農學校併設二十七箇所、師範學校併設十箇所、高等農林學校併設七箇所、農事試驗場併設四箇所で、男子のみのもの四十五箇所、女子のみのもの二箇所(岡山、山口)、男子部女子部を設け居るもの一箇所(鹿兒島)あり、其の修業年限は、男子の養成所は一年のもの八箇所、二年のもの三十六箇所、一年のもの二年の

ものとあるもの二箇所、女子の養成所は一年のみにて三箇所ある。而して昭和八年の調査によると、生徒は男子九百六十五人、女子は五十四人で合計一千十九人、入學者は男子五百七十八人、女子五十四人で合計六百三十二人、卒業者は男子五百五十八人、女子五十三人で合計六百一十一人、経費は三十萬四千二十圓となつてゐる。尙是等詳細の情況を示せば次の通りである。

實業補習學校教員養成所情況一覽

年 度	養 成 所		教 員		生 徒		卒 業 者		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
大正 十年	一六	二	一九	一	三六二	五九	三五八	五九	四一七
同 十一年	二七	二	三五	一	六七六	七二八	五七五	五二	六二七
同 十二年	三一	二	三八	一	八八四	九四一	七六七	五六	八二三
同 十三年	三三	三	四五	一	九〇九	九七一	七六八	六一	八五九
同 十四年	三七	三	六八	一	九六八	一、〇四三	七九六	七三	八六九
同 十五年	四一	三	七二	五	一、一三七	五九	九三一	五九	九九〇
昭和 元年	四三	三	八一	二	一、二三七	六四	九二九	六二	九九一
同 二年	四三	三	八三	一	一、三〇一	二八〇	九一八	五九	九七七
同 三年	四三	二	八八	一	一、二八九	二八九	八二一	五二	八七三
同 四年	四三	二	九九	一	一、二四七	五二	八二一	五二	八七三
同 五年	四〇	二	八九	六	一、一七八	五四	八〇四	五二	八五六
同 六年	三一	一	九五	三	一、〇七〇	五二	六二九	二七	六五六

備考 ×を附したるは、生徒募集中止中の養成所数なり

年 度	養 成 所	教 員	生 徒	卒 業 者
同 七年	三九	八	九八五	二八
同 八年	四〇	四	九六五	五三
同 九年	四二	四	五四五	六四二

(二) 實業補習學校教員養成所會實施後の問題

實業補習學校教員養成所は實業補習學校の優良なる専任教員養成を目的として生れたものであるけれども、養成人数の少きより、姑息的に實施したるもの多く、實施十年を経過したる今日に於て、尙種々の點に於て攻究し改善を加ふべき問題が少なくないやうに思はれる。女子の養成所は今尙三箇所に過ぎないので、地方では女子の良教員を得るのに困つてゐる次第であるから、之が普及發達を圖ることが問題であるが、男子の養成所に就ては、殆んど普及したが前述の通り姑息的に設置されたものが多いので、これまでに問題となつた點が少くない。今其の問題となつた事項を擧げて見ると、

- 一、併設するとせば、何處に併設するを可とするか。
- 二、併設の場所による生徒教養上の利害及び注意すべき點如何。
- 三、修業年限の一年と二年との利害如何。
- 四、入學者は實業學校出身者と師範學校出身者と何れを主とすべきか。
- 五、學科課程表の標準を制定すること。
- 六、養成所學生の徴兵猶豫及短期現役終了者の就職に關すること。

七、卒業生の待遇即ち初任俸給に關すること。

八、卒業生の資格に關すること。

九、學資の給與と服務年限に關すること。

等で、これ等の問題は、今日でも尙耳にするところである。これ等の問題に對する施設の適當なると否とによりては、養成所の振否に關係あるばかりでなく、優良なる教員を養成する上に於て、相關係するところ尠くなく、實業補習教育の振興上、極めて重要な關係のある次第であるから、これを攻究して適當なる解決を遂ぐる必要があることと思ふ。

一問の併設に就ては、今日の狀況は前節に述べた通りであるが、何處に併設するとしても、所長及指導教員に人を得、教授上及實驗實習上の設備を整備して居るなれば、相當の良教員を養成し得ることが出来ようと思はるれど、今日實業補習學校の専任教員としては、男教員は農業、女教員は家事裁縫の指導に堪能にして、青年教育に信念を有してゐる教員を要求して居る次第であるから、この目的に適ふ教員を養成し得るところであれば、何處に併設しても可なるも、今日の現状を以てしては、男子の養成所は、實業學校又は試験場のやうなところに併設するのが適切であるとの説が多い。

二問に對しては、師範學校に併設すると、教師としての修養上の長所と、就職後小學校教員との聯絡上都合の良い點とあるも、今日にては十分なる農業上の設備なきと、十分なる農業科教員を増置してゐない關係から、技術指導上の短所あり、且つ雰圍氣が小學教育的あつて、勤勞青年の指導者養成には稍々不適切な點がある。農業學校に併設すると、其の長所短所は之に反すると思はれてゐる。され

ば何れもこの點に注意し、出来る丈其の短所を補ふやうに注意せねばならぬことと思ふ。

三問の修業年限に對しては、初めは修業年限一年の所が多かつたが、一年の修業年限では不十分で二年にしなければならぬと云ふやうになり、今日では大多數は二年となつてゐる。若し一年として經營する場合には一年以上實務に就き居る者の中より、青年教育に興味を有して居る希望者を選び、且つ生徒に對する補給費を稍々多くして、優良なる生徒を得ることに努め、修業年限一年でも相當優良なる教員を得るやうにせねばならぬ。而して適當なる機會に於て、其の修業年限を二年に延長する方が適切と思ふのである。

四問の入學者に對しては、何れの學校の出身者でも、實業補習教育に献身的に努力せんとする希望の燃ゆるが如き者であれば可なるも、修業年限一年の場合に、學校卒業後直ちに入學せしむるなれば、師範學校卒業生の入學者の方が、年齢の上よりも常識の上よりも、青年指導上間に合ふ教師を得易いと稱されてゐる。併し二年となれば、師範卒業生の入學者は、専門學校卒業生等に比較して、資格及び待遇上の満足を得難きにより、其の希望者を得ること困難であるから、今日の制度を改むるでなければ、二年となれば實業學校卒業生を主として入學せしむる方が實行上可であると認められてゐる。

五問の學科課程に就いては、大正十三年五月文部省招集の實業補習學校教員養成所長會に諮問したる答申に基きて調査されたものがある。(本章第二節の三参照)

六問の徴兵猶豫の件は、出来る事となつてゐる。その短期現役終了者の卒業生が、滿二十八歳未滿の場合には、小學校訓導本務でなければならぬことになつてゐるが、高等師範卒業生もやはり同様

で満二十八歳までは小學校訓導本務となつて居る次第であるから、今日では止むを得ないことで、實業補習教育が義務教育にでもなつたならば、或は實業補習學校教員を本務として認められるかも知れぬが、先づ今日では六ヶ敷い問題である。

七間の初任給は修業一年の卒業生に對しては、小學校訓導より入學し來りたるものは、入學前の俸給より一級乃至二級を高めて出し、實業學校出身者の卒業生は、師範學校の二部の卒業者と同額のところが多い。二年の卒業生は大體初任給六十圓内外にしてゐたが、今日では師範二部卒業生同様にされてゐるところが多い。

八間の資格問題、實業補習學校は、多くは小學校に併設され、校長は小學校長の兼務となつてゐるのが普通であるから、小學校訓導になる資格がないと、補習學校長となり得る見込がない。

補習學校は中等學校の部類に屬すといふも、農村の補習學校では、専任教員を置くとしても男子一名若は男女各一名を普通とし、それ以上の多數を置いてゐるところは少ない次第であるから、教員室も小學校のと同室にし、且つ小學校教員の末席の位置におかれるやうな場合があるので、小學校正教員の資格を得たいとのことである。又臨時教員養成所で、應急的に修業年限二年で中等學校教員を養成してゐた時には、二年の養成所卒業生の成績の優良なるものに對しては、直ちに實業學校教員たる資格を與へて欲しいとの希望もあつたが、今日ではそれ等の希望は餘り耳にしない。それ等の卒業生は實業學校教員檢定に關する規程で、三ヶ年以上教諭の職に在り、且つ檢定を受けんとする學科目の教授を擔任し、成績優良なる者は無試験檢定により、其の學科目の免許狀を授與されて、實業學校

教員の資格を得てゐるから、之を耳にしないやうになつたことと思ふ。

九間の學資の給與、服務年限、初任給、其の他卒業生の待遇に關することは、なるべく府縣により大差がないやうに致したいとの問題なるが、同感である。

(三) 實業補習學校教員養成所學科課程

實業補習學校教員養成所の學科課程は、同養成所令と同施行規則とに基いて、地方に於て養成所の學則を學むる際に、自由に定めて文部大臣の認可を受くることとなつて居るのであるが、文部省に於ても之が標準の學科課程を編成しおき、之を地方の参考に供する方適切と認め、大正十三年五月招集の實業補習學校教員養成所長會に、同養成所の課程に關する協議題を提出され、同會より其の調査研究の報告があつたので、更に實業學務局に於て之を審議し、次のやうに決定して参考に供された。

農業補習學校教員養成所學科課程

第一表 (甲)

(入學資格 農業學校卒業生)
修業年限 二年

學科目	教 程	毎週教 授時 數	
		第一學年	第二學年
修身	國民道德ノ要領、倫理學ノ一斑	一	一
公民科	社會生活ニ關スル事項	四	四
教 育	教育ノ理論、教授法及學校管理法ノ一斑	四	四
國語及漢文	講讀、作文	四	四
數 學	算術、代數、幾何、三角法、測量	三	二

第二表 (甲)

備考 本課程ハ加設學科日タル國語及數學ヲ課スルモノトシテ編成セリ

(入學資格 師範學校卒業者)
修業年限 二年

公民科	修身	學科目	教	程	第一學年	第二學年	每週教授時數	二	二	數	體操	算術、代數、幾何	農	業	(地理歴史)	(隨意)	計	實	實	實
																		農學實驗	農業實習、教育實習	農學實驗
公民科	社會生活ニ關スル事項				三															

第一表 (乙)

(入學資格 農業學校卒業者)
修業年限 一年

英語	體操	農	業	地理及歴史	計	實	實	實	學科目	教	程	每週教授時數	二	二	國語	教育	公民科	修身	學科目	數	體操	算術、代數、幾何	農	業	(地理歴史)	(隨意)	計	實	實	實	
																												農業實習	農學實驗	農業實習	農學實驗
英語	講讀	體操、教練、競技、武道	耕種、農業工學	畜産、養蠶、水産	農藝化學	林業	農業經濟	(隨意)																							

(甲表)

女子實業補習學校教員養成所學科課程

(入學資格 高等女學校卒業者)
修業年限 二年

學科目	教	程	第一學年	第二學年
公民科	社會生活ニ關スル事項		二	二
修身	國民道德ノ要領		一	一
計			二四	
實	農學實驗		二回	
實	農業實習、教育實習		四回	
農業經濟	農業經營、農業簿記、農政		三	
林業	造林、森林利用		一	
養蠶	養蠶、製絲		三	
畜産	畜産、水産		三	
農藝化學	土壤、肥料、生物化學、農産製造		六	
耕種	作物、園藝、病虫害、農具、測量		二	
體操	體操、教練、競技、武道		一	
教育	教授法及學校管理法ノ一斑		一	
公民科	社會生活ニ關スル事項		四	

第二表(乙)

備考 本課程ハ加設學科目タル數學及英語ヲ課スルモノトシテ編成セリ

(入學資格 師範學校卒業者)
修業年限 一年

學科目	教	程	每週教授時數
公民科	國民道德ノ要領、倫理學ノ一斑		一
計			二四
實	農學實驗		二回
實	農業實習、教育實習		四回
農業經濟	農業經營、農業簿記、農政		三
林業	造林、森林利用		一
畜産	畜産、水産		一
養蠶	養蠶、製絲		二
農業工學	農具、手工、農業土木		一
農藝化學	土壤、肥料、生物化學、農産製造		三
耕種	作物、園藝、病虫害		四
體操	體操、教練、競技、武道		二
英語	講讀		二
數學	代數、幾何、三角法、測量		二
教育	教授法及學校管理法ノ一斑		一

備考 本課程ハ加設學科日タル國語及音樂ヲ課スルモノトシテ編成モリ

國語	講讀、作文	二
音樂體操	音樂、體操、遊戯	二
家事	家事、應用理科	四
裁縫	裁縫	一三
手藝	手藝	二
實業	實業、實習	二
計		三〇
實習	家事實習、教育實習	三回

(乙表)

備考 本課程ハ加設學科タル國語、數學、理科及音樂ヲ課スルモノトシテ編成セリ

(入學資格 高等女學校卒業者)
修業年限 一年

教育ノ理論、教授法及學校管理法ノ一斑	三
講讀、作文	二
算術、代數、幾何	二
應用理科	二
音樂、體操、遊戯	二
家事	三
裁縫	一一
手藝	二
實業、實習	二
計	三〇
家事實習、教育實習	三四

第十二章 實業補習學校教員の待遇及資格 に關する規程

一 實業補習學校教員の待遇

從來の公立學校職員制第十二條には、本令に於て實業學校と稱するは、實業專門學校及實業補習學校以外の實業學校を云ふとあつて、公立實業補習學校職員には、此の公立學校職員制は適用されず、又實業學校令第十二條により、公立實業補習學校職員の名稱待遇は公立小學校の例に依るとの規定を適用されて此の職員制に依る職員の名稱待遇は與へられなかつたのである。大正六年の勅令第十號により文部大臣の指定した實業補習學校の學校長であつて、且つ相當の資格ある者に限り、極めて例外的に奏任官の待遇とする途が開かれたのみで、一般の實業補習學校長及教員は、其の資格は何であつても、絶對に奏任官の待遇とする途はなかつたのであつたが、この度の實業補習教育制度の一大刷新により、其の内容の整備を圖り充實を加ふることとしたので、教員の資格を高むることとなり、從來の實業學校令の第十二條は削除され、又從來の公立學校職員制の第十二條より「實業補習學校」を削られて、實業補習學校の職員も一般實業學校職員と同様に、この職員制を適用されることとなり、之と同時に公立學校職員待遇官等等級令、公立學校職員分限令、公立學校職員俸級令、公立學校職員年功加

俸令等はずべて公立實業補習學校職員にも適用され、同等の待遇を受くることとなつた。

(一) 公立學校職員制

第一條 公立大學ニ左ノ職員ヲ置ク

大學總長又ハ大學長

教授

助教授

幹事

學生主事

助手

書記

學生主事補

大學總長ハ數個ノ學部ヲ有スル大學ニ、大學長ハ一個ノ學部ヲ有スル大學ニ置ク

第一項職員ノ外大學豫科ニ教授及助教授ヲ置ク

第一條ノ二 公立大學ノ附屬醫院ニ左ノ職員ヲ置ク

醫院長

藥局長

藥劑手

看護長

第一條ノ三 公立ノ專門學校實業專門學校及高等學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長

教授

助教授

書記

生徒主事補

前項職員ノ外寄宿舎ノ設アル學校ニ舍監高等學校ノ尋常科及豫科ニ教諭及助教諭ヲ置ク

第二條 師範學校公立ノ中學校高等女學校實業學校盲學校及聾啞學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長

教諭

助教諭

書記

前項職員ノ外高等科ヲ置キタル高等女學校ニ教授助教授寄宿舎ノ設アル學校ニ舍監師範學校盲學校及聾

啞學校ニ訓導附屬幼稚園ヲ置キタル師範學校並初等部豫科ヲ置キタル盲學校及聾啞學校ニ保姆ヲ置ク

第二條ノ二 大學總長及大學長ハ勅任官ノ待遇トス

第三條 專門學校實業專門學校及高等學校ノ學校長ハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇トス

第四條 師範學校長ハ奏任トス中學校高等女學校及實業學校ノ學校長ハ奏任官ノ待遇トス但シ實科高等女

學校女子實業學校及實業補習學校長ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス

盲學校及聾啞學校ノ學校長ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス

學校長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

師範學校長ハ兼テ其ノ道府縣内ニ於ケル小學教育ニ屬スル學事ヲ觀察ス

第四條ノ二 大學ノ教授ハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇トス學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

大學ノ助教授ハ奏任官ノ待遇トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ從事ス

大學ノ幹事ハ奏任官ノ待遇トス大學總長又ハ大學長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

第四條ノ三 數個ノ學部ヲ置ク大學ニ於テハ各學部ニ學部長一人ヲ置キ教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

學部長ハ大學總長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ學部ノ事ヲ掌ル

第四條ノ四 大學附屬醫院ノ醫院長ハ教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學總長又ハ大學長ノ命ヲ承ケ醫院

ノ事務ヲ掌理ス

大學附屬醫院ノ藥局長ハ奏任官ノ待遇トス醫院長ノ命ヲ承ケ藥局ノ事務ヲ掌ル

第五條 專門學校實業專門學校及高等學校ノ教授ハ奏任官ノ待遇トス助教授ハ判任官ノ待遇トス生徒

ノ教育ヲ掌ル

大學豫科ニ主事ヲ置キ大學豫科教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ大學總長又ハ大學長ノ命ヲ承ケ大學豫科ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

第五條ノ二 專門學校實業專門學校及高等學校ノ生徒主事ハ教授ノ中ヨリ之ヲ兼任ス但シ特別ノ事情アル

トキハ專任ノ生徒主事ヲ置クコトヲ得專任主事ハ奏任官ノ待遇トス

生徒主事ハ學校長ノ命ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第六條 高等學校尋常科高等學校豫科師範學校中學校高等女學校實業學校並盲學校及聾啞學校ノ中等部ノ

教諭ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス助教諭ハ判任官ノ待遇トス生徒ノ教育ヲ掌ル

地方長官ハ師範學校教諭ノ中ヨリ附屬小學校主事ヲ命シ校務ヲ掌ラシム

師範學校ニ附屬幼稚園ヲ置キタル場合ニ於テハ附屬小學校主事ヲシテ兼テ校務ヲ掌ラシム

第七條 師範學校中學校高等女學校實業學校並盲學校及聾啞學校ノ中等部ノ教諭ニシテ奏任官ノ待遇ト爲

スコトヲ得ル者ノ員數ハ師範學校ニ在リテハ五學級以下ナルトキハ五人以内トシ、五學級ヲ超ユルトキハ二學級ヲ増ス毎一人ヲ加ヘ中學校高等女學校實業學校並盲學校及聾啞學校ノ中等部ニ在リテハ五學級以下ナルトキハ三人以内トシ、五學級ヲ超ユルトキハ三學級ヲ増ス毎一人ヲ加フルコトヲ得但シ學級數三學級以下ノ學校ニ在リテハ二人ヲ超ユルコトヲ得ス

前項但書ノ規定ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ三學級ノ男子實業學校(實業補習學校ヲ除ク)ニ付テハ之ヲ適用セス

學校長ヨリ兼任スル教諭ハ第一項ノ定員外トス

高等女學校高等科ノ學級數ハ之ヲ第一項ノ學級數ニ算入セス

第八條 專門學校實業專門學校高等學校師範學校中學校高等女學校實業學校盲學校聾啞學校ノ舍監ハ教授若ハ助教又ハ教諭若ハ助教諭ノ中ヨリ之ニ兼任ス但シ特別ノ事情アルトキハ專任ノ舍監ヲ置クコトヲ得

專任舍監ハ判任官ノ待遇トス

舍監ハ學校長ノ指揮ヲ承ケ寄宿舎ノ事ヲ掌ル

第八條ノ二 大學ノ助手ハ判任官ノ待遇トス教授又ハ助教諭ノ指揮ヲ承ケテ學術ニ關スル職務ニ服ス

第八條ノ三 大學ノ學生主事補ハ判任官ノ待遇トス上司ノ指揮ヲ承ケ學生主事ノ職務ヲ助ク

第八條ノ四 大學附屬醫院ノ藥劑手ハ判任官ノ待遇トス藥局長ノ指揮ヲ承ケ藥局ニ關スル職務ニ服ス

大學附屬醫院ノ看護長ハ判任官ノ待遇トス上司ノ指揮ヲ承ケ看護ニ關スル職務ニ服ス

第八條ノ五 專門學校實業專門學校及高等學校ノ生徒主事補ハ助教諭又ハ助教諭ノ中ヨリ之ニ兼任ス但シ特別ノ事情アルトキハ專任ノ生徒主事補ヲ置クコトヲ得

專任生徒主事補ハ判任官ノ待遇トス

生徒主事補ハ上司ノ指揮ヲ承ケ生徒主事ノ職務ヲ助ク

第九條 師範學校ノ訓導ハ判任官ノ待遇トス附屬小學校兒童ノ教育ヲ掌リ兼ネテ師範學校生徒ノ實地授業ヲ監督ス

第十條 盲學校及聾啞學校ノ訓導ハ判任官ノ待遇トス初等部兒童ノ教育ヲ掌ル

第十條 師範學校ノ保姆ハ判任官ノ待遇トス附屬幼稚園幼兒ノ保育ヲ掌ル

盲學校及聾啞學校ノ保姆ハ判任官ノ待遇トス初等部豫科幼兒ノ保育ヲ掌ル

第十一條 大學、專門學校、實業專門學校、高等學校、師範學校、中學校、高等女學校、實業學校、盲學校及聾啞學校ノ書記ハ判任官ノ待遇トス上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十二條 本令ニ於テ實業學校ト稱スルハ實業專門學校以外ノ實業學校ヲ謂フ

附則

本令ハ大正六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十四年勅令第二百四十四號及師範學校官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ公立ノ專門學校及實業專門學校ノ教授又ハ助教諭ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各當該學校ノ教授又ハ助教諭ニ任セラレタルモノトス

附 則昭和二年勅令第三百六十八號

本令ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ三學級以下ノ學校ニ於テ奏任官ノ待遇ヲ受クル教諭三人アル場合ニ於テハ其ノ全員カ當
該學校ニ在職スル間ニ限り第七條第一項但書ノ規定ニ拘ラス仍從前ノ員數ヲ維持スルコトヲ得

附 則(昭和五年勅令第百八十八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ公立大學ノ學生監ノ職ニ在ル者ハ別ニ辭令ヲ用ヒズ公立大學ノ學生主事ニ從前ノ待遇及
俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

(二) 公立學校職員待遇官等級令

第一條 公立學校職員ニシテ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ノ官等ハ別表第一表ニ依ル

第二條 公立ノ中學校高等女學校高等科ヲ置ク高等女學校ヲ除ク實業學校盲學校及聾啞學校ノ學校長並公
立高等女學校教授ニシテ高等官四等ノ待遇ヲ受ケ在職三年以上ニ至リ功績アル者ハ特ニ高等官三等ノ待
指遇ト爲スコトヲ得但實科高等女學校女子實業學校實業補習學校盲學校及聾啞學校ニ就テハ文部大臣ノ
指定シタルモノニ限ル

第三條 高等官等俸給令第二條第三條第二項及第五條第一項ノ規定ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル公立學校職
員ノ任免及敘等ニ之ヲ準用ス

公立大學ノ幹事及學生主事ノ敘等ニハ前項ノ外高等官等俸給令第四條ノ規定ヲ準用ス

高等官三等ノ待遇ヲ受クル公立學校職員ハ在職二年ヲ超ユルニ非サレハ之ヲ勅任官ノ待遇ト爲スコトヲ
得ス

前三項ノ規定ノ適用ニ付テハ高等文官ノ在職年數ハ之ヲ同官等待遇ヲ受クル公立學校職員ノ在職年數ト
看做ス

第四條 公立學校職員ニシテ判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ等級ハ別表ニ依ル

職員制上他ノ職ニ在ル者ヲ以テ兼ネシムル職ノ等級ハ本職ノ等級ニ依ル

第五條 公立學校職員ニシテ判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ進退ハ地方長官之ヲ專行ス

第六條 公立學校職員ニシテ勅任官奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ席次ハ同官等又ハ同等級内ニ於
テハ文武官吏ノ次席トス

第七條 公式令第十四條第三項第四項及第十五條第三項第四項ノ規定ハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル
公立學校職員ノ官記及免官ノ辭令書ニ之ヲ準用ス

第八條 本令ニ於テ實業學校ト稱スルハ實業專門學校以外ノ實業學校ヲ謂フ

附 則

本令ハ大正六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十五年勅令第三十九號及明治二十六年勅令第二十二號ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クル公立學校職員ニシテ別ニ辭令書ヲ交付セラレサル者ハ
現ニ配當セラレタル官等等級ノ待遇ヲ受クルモノトス

附 則(大正九年勅令第三百二十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ公立學校職員タル者ハ本令ノ規定ニ拘ラス仍從前ノ等級ヲ保有ス

第一表

數	大 學 長	大 學 總 長	刺 任 官	高 等 官	高 等 官	高 等 官	高 等 官	高 等 官	高 等 官
授			三 等 待 遇	四 等 待 遇	五 等 待 遇	六 等 待 遇	七 等 待 遇	八 等 待 遇	
同									
上									
同									
上									
同									
上									

- (三) 公立學校職員分限令 (大正四年一月二十七日勅令第三十七號)
- 第一條 本令ハ公立ノ大學、專門學校、高等學校、師範學校、中學校、高等女學校、實業學校、盲學校及聾啞學校ノ職員ニシテ勅任官奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ適用ス
- 第二條 公立學校職員ハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ニ依ルニ非サレハ其ノ職ヲ免セラル、コトナシ
- 第三條 公立學校職員左ノ一ニ該當スルトキハ其ノ職ヲ免スルコトヲ得
 一、不具、癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ
 二、傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ免職ヲ願出テタルトキ
 三、學校編制ノ變更ニ因リ過員ヲ生シタルトキ
 前項第一號ノ規定ニ依リ其ノ職ヲ免スルトキハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ文官高等懲戒委員會判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ文官普通懲戒委員會ノ審査ニ付ス
- 第四條 公立學校職員ハ廢職若ハ廢校ノ場合又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ當然退職者トス
- 第五條 第八條第一項第三號乃至第五號ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレ又ハ第八條第二項ノ規定ニ依リ休職ト爲リ滿期ニ至リタルトキハ當然退職者トス
- 第六條 公立學校職員ハ其ノ意ニ反シテ待遇ヲ下シ又ハ俸給ヲ減セラルルコトナシ
- 第七條 文官分限令第九條及第十條ノ規程ハ公立學校職員ニ關シ之ヲ準用ス
- 第八條 公立學校職員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得
 一、懲戒事件ニ關シ懲戒委員會ノ審査ニ付セラレタルトキ
 二、刑事事件ニ關シ告訴又ハ告發セラレタルトキ
 三、學校編制ノ變更其ノ他ノ事由ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

第二表

月俸百圓以上	月俸七十圓以上	月俸五十圓以上	月俸四十圓以上	月俸三十圓以上	月俸二十圓以上	月俸十圓以上	月俸十圓未滿	大 學														
								大學 豫科	專門學校	實業專門學校	高等專門學校	高等科ヲ置ク	高等女學校	師範學校	高等學校	高等學校	中等學校	高等女學校	實業專門學校			
								學校長	助教	教授	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任
								學校長	學生主事	藥所屬長	藥所屬長	藥所屬長	藥所屬長	藥所屬長	藥所屬長	藥所屬長	藥所屬長	藥所屬長	藥所屬長	藥所屬長	藥所屬長	藥所屬長
								學校長	教諭	教諭	教諭	教諭	教諭	教諭	教諭	教諭	教諭	教諭	教諭	教諭	教諭	教諭
								學校長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
								學校長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
								學校長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
								學校長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
								學校長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
								學校長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
								學校長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
								學校長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

四、教員養成ヲ目的トスル官立府縣立ノ學校ニ入學スルトキ

五、教育上又ハ事務上必要ナルトキ

公立學校職員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ハ當然休職者トス但シ師範學校訓導ニシテ兵役法第十條ノ規定ニ依ル短期現役ニ服スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 休職ノ期間ハ前條第一項第一號及第二號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ懲戒委員會又ハ裁判所ニ繫屬中トシ、第三號及第五號ノ場合ニ在リテハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ニ付テハ二年判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ付テハ一年トシ、第四號及前條第二項ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙三月トス

第十條 休職者ハ職務ニ從事セス及俸給ヲ減セラレ又ハ之ヲ受ケサルノ外總テ在職者ト異ナルコトナシ

第十一條 文官分限令第十四條規程ハ公立學校職員ニ之ヲ準用ス
(附則) 明治二十七年勅令第四百一十一號ハ之ヲ廢止ス 本令施行ノ際休職中ノ者ニ關シテハ仍舊令ニ依ル(附則) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令施行ノ際現ニ徵兵令第十四條ノ規定ニ依ル一年現役ニ服スル者ニ付テハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

(四) 公立學校職員俸給令現行

第一條 本令ニ於テ職員ト稱スル公立ノ專門學校大學豫科、高等學校師範學校、中學校、高等女學校、實業學校、官學校及聾啞學校ノ職員ニシテ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クル者ヲ謂フ

第二條 勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル專門學校、實業專門學校、大學豫科及高等學校ノ職員ノ年俸ハ第一號表ニ依ル

第二條ノ二 高等科ヲ置ク高等女學校ノ學校長、教授及奏任官ノ待遇ヲ受クル教諭ノ年俸ハ第二號表ニ依ル

第三條 奏任官ノ待遇ヲ受クル高等學校尋常科、高等學校豫科、師範學校、中學校、高等女學校、高等科ヲ置ク高等女學校ヲ除ク實業學校、實業專門學校ヲ除ク盲學校及聾啞學校ノ職員ノ年俸ハ第三號表ニ依ル

第四條 判任官ノ待遇ヲ受クル職員ノ月俸ハ第四號表ニ依ル

第五條 官吏ニシテ在官ノ儘職員ニ任セラレタル者ノ俸給ハ等級相當ノ額ヲ減給スルコトヲ得

第六條 一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ特ニ功勞アル職員ニハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ六百圓以内、判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ四百圓以内ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

第七條 教員ニシテ舍監、主事ヲ兼ムル者ニハ相當ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

第八條 教員ノ俸給ハ其ノ教授時數ニ應シ等級相當ノ額ヲ減給スルコトヲ得

第九條 二校以上ノ職員ヲ兼ムル者ニハ其ノ俸給ヲ分割シテ關係學校ノ經費中ヨリ之ヲ支給スルコトヲ得

第十條 陸軍給與令又ハ海軍給與令ニ依リ俸給ヲ受クル職員ニハ其ノ間俸給ヲ支給セス但シ其ノ俸給額職員ノ俸給額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ヲ給スルコトヲ得

第十一條 俸給ハ每級在職一年以上ニ至ラサレハ増加スルコトヲ得但シ奏任官ノ待遇ヲ受クル職員ニシテ年俸千三百三十圓以下ノ者及判任官ノ待遇ヲ受クル職員ニシテ月俸七十五圓以下ノ者ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 名稱又ハ待遇ノ異ナリタル職員若ハ種類ノ異ナリタル學校ノ職員ニ轉任スル場合ニ於テ支給スル俸給ハ前職ノ俸給額ニ相當スル俸給以下トシ若シ相當額ナキトキハ其ノ最モ近キ上級ノ俸給以下トス但シ前職等級在職一年ヲ踰エタル者ニ在リテハ一級ヲ進ムルコトヲ得

第十三條 退職後一年內ニ再任セラレル場合ニ於テハ其ノ俸給ハ前職ノ俸給以下トス

第十四條 退職後一年內ニ再任セラレル場合ニ於テハ其ノ俸給ハ前職ノ等級ニ一級ヲ進ムルコトヲ得

第十五條 退職者ニハ其ノ休職中俸給三分ノ一ヲ給ス但シ教員養成ヲ目的トスル官立府縣立ノ學校ニ入學

スル場合ニ於テ休職ヲ命セラレタル者ニ付テハ之ヲ給セヌ又ハ三分ノ一以下ヲ給スルコトヲ得
第十五條ノ二 師範學校訓導ニシテ兵役法第十條ノ規定ニ依ル短期現役ニ服スル者ハ其ノ服役中俸給ノ三分ニ減ス

第十六條 特別ノ事情ニ依リ第十一條乃至第十三條ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ地方長官ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十七條 高等官官等俸給令第二十三條乃至第二十九條ノ規定ハ勅任官又ハ奏任官待遇ヲ受クル職員ニ關シ判任官俸給令第十三條乃至第十四條ノ規定ハ判任官ノ待遇ヲ受クル職員ニ關シ之ヲ準用ス

第十八條 俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム

附則

第十九條 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十條 本令施行ノ際別ニ辭令ヲ受ケサル者ハ現ニ受クル俸給額ニ相當スル等級俸ヲ受ク

現ニ本令ニ規定スル俸給額ニ相當セサル俸給ヲ受クル者ハ當分ノ内現在ノ儘支給スルコトヲ得但シ其ノ者ノ取扱ニ關シテハ其ノ俸給ニ最近キ上級ノ俸給ヲ受クルモノト看做ス

大正三年勅令第二百五號附則

本令施行ノ際休職中ノ者ノ俸給ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

大正六年勅令第八號附則

公立學校職員制附則第三項ノ規定ニ依リ任セラレタル者本令施行ノ際別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ

現ニ受クル級俸俸給額ヲ受クルモノトス

大正八年勅令第二十七號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ師範學校又ハ實業學校ノ訓導ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ現ニ受ク

ル俸給額ニ相當スル級俸ヲ受クルモノトス但シ現ニ受クル俸給額ニ相當スル級俸ナキトキハ從前ノ俸給ヲ受クルモノトス

本令施行ノ際現ニ師範學校又ハ實業學校ノ訓導ニシテ公立學校職員俸給令第六條ノ加俸ヲ受クル者ニ付テハ現ニ受クル俸給ト加俸トノ合算額ヲ以テ前項俸給額ト看做シ前項ノ規定ヲ準用ス

大正九年勅令第三百二十六號附則

本令ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス

從前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受クル者ハ現ニ受クル本俸及臨時手當ノ合計額ニ相當スル級俸ヲ受クルモノトス但シ相當級俸ナキトキハ其ノ金額ノ俸給ヲ受クルモノトス

大正九年七月三十一日現在ニ於テ休職中ノ者ニ付テハ其ノ在職最終ノ本俸ニ付前項ノ規定ヲ準用ス

從前ノ規定ニ依リ一級俸ヲ受ケタル在職年數ハ之ヲ本令ニ依ル一級俸ヲ受ケタル在職年數ト看做ス但シ從前ノ規定ニ依ル一級俸ニ付第二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額カ本令ニ依ル改正俸給ノ二級俸以下ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

從前ノ規定ニ依ル加俸ヲ受クル者ハ其ノ本俸トシテ本令ニ依ル一級俸ヲ受ケ其ノ加俸トシテ從前ノ本俸及加俸ノ合計額ニ付第二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額ヨリ本令ニ依ル一級俸ノ金額ヲ控除シタルモノヲ受ク但シ從前ノ本俸及加俸ノ合計額ニ付第二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額カ本令ニ依ル一級俸以下ナルトキハ本俸トシテ其ノ金額ニ相當スル級俸ヲ受ケ相當級俸ナキトキハ其ノ金額ノ俸給ヲ受ク

第二項但書及前項但書ノ規定ニ該當スルモノノ取扱ニ關シテハ其ノ俸給ニ最近キ上級ノ俸給ヲ受クルモノトス

第二項第三項及第五項ノ規定ニ依ル金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

師範學校	合	監	
中學校	母	母	
高等女學校	書	記	
實業專門學校			一五
實業專門學校			一〇五
實業專門學校			九五
實業專門學校			八五
實業專門學校			七五
實業專門學校			六〇
實業專門學校			五五
實業專門學校			五〇
實業專門學校			四五
實業專門學校			四〇
實業專門學校			三五
實業專門學校			三〇

附則

本令ハ昭和六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受クル高等官待遇ノ職員ニ付テハ昭和六年勅令第九十九號附則
 第三項乃至第七項ノ規定ヲ準用ス
 本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ左表上欄ノ俸給ヲ受クル判任官待遇ノ職員ハ各其ノ相當下欄ノ俸給月
 額又ハ之ニ相當スル級俸ヲ受ク

従前ノ俸給(月額)	改正俸給(月額)
百六十圓ヲ超ユルモノ	現ニ受クル額ト百六十圓トノ差額ノ十分ノ九ニ百四十八圓ヲ加ヘタル額但シ百八十圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
百六十圓	百四十八圓
百六十圓未満ニシテ百四十圓ヲ超ユルモノ	現ニ受クル額ト百四十圓トノ差額ノ十分ノ九ニ百三十一圓ヲ加ヘタル額但シ百四十八圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
百四十圓	百三十一圓
百四十圓未満ニシテ百三十圓ヲ超ユルモノ	現ニ受クル額ト百三十圓トノ差額ニ百二十二圓ヲ加ヘタル額但シ百三十一圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
百三十圓	百二十二圓
百三十圓未満ニシテ百二十圓ヲ超ユルモノ	現ニ受クル額ト百二十圓トノ差額ニ百十四圓ヲ加ヘタル額但シ百二十二圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
百二十圓	百十四圓

前項ノ規定ニ依リ計算スル俸給金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム
 本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ月額九十圓以下ノ俸給ヲ受クル判任官待遇ノ職員ハ定額ノ改正ニ拘ラズ従前ノ俸給ヲ受ク
 従前ノ規定ニ依ル俸給ノ各級ニ於テ經過シタル在職年數ハ之ヲ改正俸給ノ各級ニ於ケル在職年數ト看做ス
 従前ノ規定ニ依ル俸給ヲ受クル職員ハ第二項乃至第五項ノ規定ニ依リ改正級俸ニ相當セザル俸給ヲ受クルトキハ之ヲ従前ノ級俸ト同等ノ改正級俸ヲ受クルモノト看做ス
 前項ノ規定ハ級俸ニ相當セザル俸給ヲ受クル職員ノ級俸ニ之ヲ準用ス
 本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受クル判任官待遇ノ職員ハ本令ニ依リ其ノ俸給額ニ變更アルモ従前ノ待遇等級ヲ降ルコトナキモノトス

(參照)

明治三十六年三月二十八日公布勅令第六十六號公立學校職員俸給令抄録

第六條 一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ特ニ功勞アル職員ニハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ七百圓以内判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ四百五十圓以内ノ加俸ヲ給スルコトヲ得
 第十一條 俸給ハ每級在職一年以上ニ至ラサレハ増給スルコトヲ得ス但シ奏任官ノ待遇ヲ受クル職員ニシテ年俸千二百圓以下ノ者及判任官ノ待遇ヲ受クル職員ニシテ月俸八十圓以下ノ者ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 名稱又ハ待遇ノ異ナリタル職員若ハ種類ノ異ナリタル學校ノ職員ニ轉任スル場合ニ於テ支給スル俸給ハ前職ノ俸給額ニ相當スル俸給以下トス若シ相當額ナキトキハ其ノ最モ近キ上級ノ俸給以下トス但シ前職等級在職一年ヲ踰エタル者ニ在リテハ一級ヲ進ムルコトヲ得
前項ノ規定ハ年俸千二百圓以下又ハ月俸八十圓以下ノ俸給ヲ支給スル場合ニハ之ヲ適用セス
第十三條 第一項乃至第三項

退職後一年以内ニ再任セラルル場合ニ於テハ其ノ俸給ハ前職ノ俸給以下トス
前項ノ場合ニ於テ其ノ前職等級在職一年ヲ踰エタル者ハ前職ノ等級ニ一級ヲ進ムルコトヲ得
前二項ノ規定ハ年俸千二百圓以下又ハ月俸八十圓以下ノ俸給ヲ支給スル場合ニハ之ヲ適用セス

(五) 公立學校職員年功加俸令

(大正九年十月三十一日勅令第五百十九號)

第一條 師範學校並公立ノ高等學校尋常科中學校高等女學校實業學校盲學校聾啞學校及實業補習學校教員養成所ノ學校長所長教諭助教諭舎監訓導及保母ニシテ五年以上勤続スル者ニハ年功加俸ヲ給ス

前項各職間ノ轉職ハ之ヲ勤続ト看做ス學校ノ廢止又ハ學校編制ノ變更ニ因リ退職シタル者六十日以内ニ前項ニ掲クル職ニ就キタルトキ亦同シ

第二條 北海道地方費及府縣ハ前項ノ年功加俸ニ充ツル爲メ公立學校職員年功加俸國庫補助法第二條ノ規定ニ依リ受クル交付金ト同額以上ノ金額ヲ支出スベシ

第三條 北海道地方費及府縣ハ公立學校教員年功加俸國庫補助法第二條ノ規定ニ依リ受クル交付金及前條ノ規定ニ依ル支出金ヲ以テ公立學校教員年功加俸資金ト爲シ特別會計ヲ設置スヘシ

第四條 年功加俸ノ年額ハ別表ニ依ル
第五條 年功加俸ノ支給ニ關シテハ俸給支給ノ例ニ依ル

第六條 年功加俸ヲ受クル者懲戒處分ヲ受ケタルトキハ一定ノ期間年功加俸ノ一部又ハ全部ヲ停止スルコトヲ得

第七條 市町村立小學校ノ訓導又ハ准訓導第一條第一項ニ掲クル職ニ轉シタル場合ニ於テハ其ノ市町村立小學校教員加俸令ニ依ル勤続年數ハ之ヲ第一條第一項ニ規定スル勤続年數ニ通算ス小學校ノ正教員又ハ准教員ノ資格ヲ有シ市制町村制ヲ施行セサル地方ノ小學校教育規程ニ依ル公立小學校ニ在職スル者第一條第一項ニ掲クル職ニ轉シタル場合ニ付亦同シ
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ學校ノ廢止又ハ學校編制ノ變更ニ因リ退職シタル者六十日以内ニ第一條第一項ニ掲クル職ニ就キタルトキハ之ヲ轉任ト看做ス
第九條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外年功加俸ノ支給ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

本令ハ大正九年十月分ヨリ之ヲ適用ス

大正九年九月三十日現在ニ於テ勤続五年以上ニ達シタル者ハ本令ノ適用ニ付テハ同日ニ於テ勤続五年ニ達シタルモノト看做ス

大正十年三月三十一日勅令六十號附則
本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

盲學校及聾啞學校令及實業補習學校教員養成所令施行前ノ公立ノ盲啞學校又ハ實業補習學校教員養成所ニ於ケル職員ハ大正九年四月一日以後ニ限リ本令ノ適用ニ付テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ第一條第一項ノ職員タリシモノト看做ス

本令ノ適用ニ因リテ大正十四年三月三十一日現在ニ於テ勤続五年以上ニ達スルコトトナル者ハ本令ノ適用ニ付テハ同月ニ於テ勤続五年ニ達シタルモノト看做ス

附 則 (昭和六年勅令第二百二十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年功加俸ヲ受クル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ百圓以上ノ場合ニ

在リテハ其ノ百分九十三ノ額ヲ百圓未滿ノ場合ニ在リテハ其ノ百分九十六ノ額ヲ受ク但左ノ制限ニ依ル

- 一 所定ノ最高限ヲ超エ又ハ所定ノ最低限ヲ下ルコトヲ得ズ
- 二 百圓未滿ノ場合ニ在リテハ年額九十三圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 三 奏任官待遇ノ者ニ在リテハ改正本俸ト合シ公額千三百三十圓ヲ判任待遇ノ者ニ在リテハ改正本俸ト合シテ月額九十七圓ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ計算スル金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

前二項ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ年功加俸ヲ受クル者ニシテ其ノ年功加俸ト改正本俸トノ合計額が奏任官待遇ノ者ニ在リテハ年額千三百三十圓未滿判任官待遇ノ者ニ在リテハ月額九十七圓未滿ノモノニハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定スル者ハ別表ノ改正ニ拘ラズ現ニ受クル年功加俸ヲ受クルモノトス

勤続	學校長所長教諭助教諭合監			訓導保母		
	俸給八十圓以上	俸給八十圓未滿	俸給八十圓以上	俸給八十圓未滿	俸給八十圓未滿	俸給八十圓未滿
勤続五年以上十年未滿	九十六圓乃至百二十圓	六十圓乃至七十二圓	七十二圓乃至九十六圓	三十六圓乃至六十圓	三十六圓乃至六十圓	三十六圓乃至六十圓
勤続十年以上十五年未滿	百四十四圓乃至百六十圓	八十四圓乃至百八圓	百二十圓乃至百四十四圓	七十二圓乃至八十四圓	七十二圓乃至八十四圓	七十二圓乃至八十四圓
勤続十五年以上	百九十二圓乃至二百五十二圓	百二十圓乃至百五十六圓	百六十八圓乃至二百二十四圓	九十六圓乃至百三十三圓	九十六圓乃至百三十三圓	九十六圓乃至百三十三圓

二 實業補習學校教員の資格

實業補習學校は従來は小學校に準ずる學校として取扱はれ従ひて其の教員の資格に就ても高等

小學校の教員たる資格ある小學校本科正教員、小學校准教員は有資格であつたのであるから、中等實業學校教員たる資格あるものは勿論有資格であつた。明治四十年九月文部省令第二十八號で公布された、公立私立實業學校教員資格に関する規程に於ては、第一條には實業學校教員たることを得る者を擧げ、第二條には、地方長官に於て認可したる者は其の道府縣に於ける實業補習學校教員たることを得たとあつて、認可を受くる教員は、何の教員にてもよかつたが、大正九年十二月の實業補習教育制度の改正で、實業補習教育の性質も變り、實業補習學校教員の地位も高められ、一般中等學校と同様に教諭、助教諭と稱し、前節に於て示したやうに、すべて公立學校職員として一般中等學校と同一の待遇を受くることとなつたので、實業補習學校の教員資格に就ても、大正九年十二月に於て改正さるることとなり、前述の通り小學校准教員の免許狀を有する者も有資格者であつたが、この改正で之を除かれ、尙小學校本科正教員及専科正教員は有資格でも、或期間は助教諭として任命され、直ちに教諭となることは出来ないこととなり、また以前は何學科でも地方長官の認可で教員になり得たものを、實業に關する特別の知識技能を有する者に限りてのみ認可を受け得ることとなり、尙此の度新に實業補習學校教員養成所の制度を設けられたので、其の卒業者に對する資格に就ても規定され、其の他此の改正規程施行の際、現に實業補習學校訓導の職にある者に對しては、實業補習學校教員の資格を與ふること、且つそれ等訓導が教諭と稱し得る在職年數に對しては、其の在職年數を相當斟酌することを得る旨規定され、尙從來の實業補習學校教員の養成機關も、文部大臣の指定を受くれば、本規程の適用に關して實業補習學校教員養成所と看做す旨附則で定められてゐる。これ等の適用に就ては大正

十年三月二十五日實業學務局長より地方長官に發せられた依命通牒があるから、公立私立實業學校教員資格に關する規程と共に、之を示すこととする。

(一) 公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程現行

- 第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ實業學校ノ教員タルコトヲ得
 - 一 學位ヲ有スル者
 - 二 大學ヲ卒業シタル者大學ニ於テ試験ニ合格シ學士ト稱スルコトヲ得ル者又ハ官立學校ノ卒業者ニシテ學士ト稱スルコトヲ得ル者
 - 三 文部大臣ノ指定シタル者
 - 四 文部大臣ノ認可シタル者
- 第二條 一般ノ實業學校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者ノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ實業補習學校ノ教員タルコトヲ得
 - 一 實業補習學校教員養成所卒業者
 - 二 小學校本科正教員又ハ小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者
- 第三條 第一條又ハ第二條ノ二ノ認可ヲ受ケントスル者ハ其ノ從事セントスル學校ノ種類程度學科並ニ擔任ノ學科目ヲ記載シタル願書ニ履歷書ヲ添ヘ當該官廳ニ申請スヘシ
- 第四條 特別ノ必要アルトキハ公立實業學校ニ在リテハ地方長官私立實業學校ニ在リテハ設立者ニ於テ第一條乃至第二條ノ二ノ資格ヲ有セサル者ヲ教員トシテ採用スルコトヲ得
- 前項ニ依リ採用シタル教員ハ公立實業學校ニ在リテハ教諭及助教諭ト稱スルコトヲ得ス

第四條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニアラサレハ公立實業補習學校ノ教諭ト稱スルコトヲ得ス

- 一 一般ノ實業學校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者
- 二 修業年限二年ノ實業補習學校教員養成所ヲ卒業シタル者
- 三 前號以外ノ實業補習學校教員養成所ヲ卒業シタル者ニシテ三年以上助教諭ノ職ニ在リタルモノ
- 四 小學校本科正教員又ハ小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者ニシテ六年以上助教諭ノ職ニ在リタルモノ

實業補習學校以外ノ公立學校ノ教諭又ハ助教諭ノ職ニ在リタル者ハ前項ノ規定ニ拘ラス公立實業補習學校ノ教諭ト稱スルコトヲ得

第五條 職業學校及實業補習學校以外ノ實業學校ニ於テ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數之ヲ有スル教員ノ二分ノ一ヲ超過スル場合及實業學校ニ於テ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數之ヲ有スル教員ニ超過スル場合ニハ公立實業學校ニ在リテハ地方長官私立實業學校ニ在リテハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ當該學校現在教員ノ氏名履歷資格從事ノ學科擔任ノ學科目及詳細ナル事由ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

實業補習學校ニ於テ第四條第一項ニ依リ採用スル教員數ノ制限ニ關シテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第六條 本令ニ依リ文部大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘク地方長官ハ其ノ意見ヲ具スヘシ

第七條 本令ハ實業專門學校ニ關シテハ之ヲ適用セス

第八條 本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ施行ス

第九條 本令公布ノ際現ニ公立實業學校ノ教諭助教諭又ハ訓導ノ職ニ在リテ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有

セサル者ニ對シテハ第四條第二項ノ規定ヲ適用セス
第十條 本令公布ノ際現ニ實業學校ノ教員タル者ハ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有セサルモ引續キ同一學校ニ在職スル場合ニ限り本令施行ノ日ヨリ一箇年間第五條ノ關係ニ於テ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有スル教員ノ數ニ算入ス

太正九年文部省令第三十四號附則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年文部省告示第九十二號公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定第二號各項ノ一ニ該當シ本令施行ノ際現ニ實業學校ノ教諭又ハ助教諭ノ職ニ在ル者ハ實業學校教員ノ資格ヲ有スルモノトス
本令施行ノ際現ニ實業補習學校ノ訓導ノ職ニ在ル者ハ實業補習學校教員ノ資格ヲ有スルモノトス
本令施行ノ際現ニ實業補習學校訓導ノ職ニ在ル者ニシテ第二條ノ資格ヲ有スルモノニ付テハ第四條ノ二ノ適用ニ關シ助教諭ノ在職年數ヲ相當斟酌スルコトヲ得

大正十一年三月三十一日マテニ設置セラレタル實業補習學校教員養成所ニ準スヘキ施設ニシテ文部大臣ノ指定シタルモノハ本令ノ適用ニ關シ實業補習學校教員養成所ト看做ス

(二) 公立私立實業學校教員資格に關する規程中改正に付依命通牒(大正十年三月二十五日)

大正九年十二月十八日文部省令第三十四號ヲ以テ標記ノ件改正ニ付左記ノ事項御了知相成度

一 規程第二條ノ二ノ精神ハ實業補習學校ノ實業科目擔任教員ヲ總テ第二條該當者ノミニ求ムルハ土地ノ情況ニ依リ困難ナ場合モアリ又科目ニ依テハ第二條ノ資格ヲ有セサルモ特殊ノ技能アル者ニ之ヲ受持タシムルヲ適當トスルコトアルヘキニ依リ實業ニ關シ特殊ノ知識經驗ヲ有スル者ニハ特ニ其ノ資格ヲ認ムルコトトナツタ次第アリマスカラ之カ認可ニ就テハ十分慎重ニ審査セララルヘキコト

二 實業學校令並公立學校職員制改正ノ結果公立實業補習學校ノ教員ハ他ノ實業學校ノ教員ト同様教諭又ハ助教諭ト稱スルコトトナリマシタガ規程第四條ノ二中第三號及第四號ニ該當スル者ヲ教諭ト爲ス場

合ハ單ニ其ノ在職年數ノミニ依ラス既往ノ成績等ヲモ參酌シ慎重ニ詮衡セララルヘキコト

三 附則第四項ニ依リ相當斟酌シ得ル助教諭ノ在職年數ニ關シテハ既往ノ在職年數ノ凡ソ二分ノ一マテヲ加算スルコト

四 實業補習學校教員養成所ニ準スヘキ施設ニシテ附則第五項ニ依リ文部大臣ノ指定ヲ受ケントスルトキハ左記ノ事項ヲ具シ申請スルコト

名稱
位置
沿革

規則創立以來規則ニ變更アリタルトキハ變更前ノ規則ヲモ添付スルコト

生徒定員及生徒數

最近年度ノ經常費豫算

職員ノ氏名資格學業經歷擔任學科目及專任兼任ノ別

創立以來母年度卒業者ノ員數及卒業者現在ノ情況

(三) 公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定

明治四十年文部省令第二十八號公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程第一條第三號ニ依リ指定スルコト左ノ如シ

一 實業學校ノ教員タルコトヲ得ル者左ノ如シ

帝國大學各學部選科修了者

帝國大學元分科大學選科修了者

官立公立實業專門學校本科卒業者

東京高等工業學校本科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

- 元東京工業學校本科卒業者
- 元東京職工學校本科卒業者
- 東京高等工業學校附設工業教員養成所卒業者
- 元東京工業學校機械工藝部特別生ノ課程修了者
- 大阪高等工業學校卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 元大阪工業學校卒業者
- 大阪高等工業學校附設工業教員養成所卒業者
- 東北帝國大學附屬工學部專門部卒業者
- 元仙臺高等工業學校卒業者
- 東京帝國大學農學部實科卒業者
- 東京帝國大學元農科大學實科卒業者
- 東京帝國大學農學部附屬農學教員養成所卒業者
- 東京帝國大學元農科大學乙科卒業者
- 東京帝國大學農學部實科卒業者
- 北海道帝國大學農學部實科卒業者
- 北海道帝國大學附屬大學豫科土木專門部水産專門部卒業者
- 東北帝國大學元農科大學實科附屬大學豫科土木工學科林學科水産學科卒業者
- 元札幌農學校森林科卒業者
- 農商務省所管元蠶業講習所本科卒業者
- 農商務省所管水産講習所本科卒業者

- 東京商科大學豫科附屬商學專門部附屬商業教員養成所卒業者
- 元東京高等商業學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 元高等商業學校卒業者
- 元東京商業學校卒業者
- 元東京高等商業學校附設商業教員養成所卒業者
- 元高等商業學校附屬主計學校卒業者
- 遞信省所管商船學校卒業者 但シ簡易科卒業者及別科卒業者ヲ除ク
- 甲種二等運轉士又ハ一等機關士以上ノ海技免狀ヲ有スル者
- 師範學校中學校又ハ高等女學校ノ教員免許狀ヲ有スル者
- 高等學校卒業者
- 元高等中學校卒業者
- 官立公立專門學校本科卒業者
- 千葉醫學專門學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 岡山醫學專門學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 金澤醫學專門學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 長崎醫學專門學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 東北帝國大學元醫學專門部卒業者
- 元仙臺醫學專門學校卒業者
- 東京外國語學校本科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 東京美術學校本科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 東京美術學校元特別ノ課程履修者

東京美術學校圖畫講習科卒業者

東京音樂學校本科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

元高等師範學校附屬音樂學校本科卒業者

元東京音樂學校本科卒業者

學聖院高等科卒業者

學聖院元高等學科卒業者

神宮皇學館本科卒業者

私立日本體育會體操學校高等本科卒業者

二、小學校本科正教員又ハ小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル實業學校ノ第二學年以下ノ教授ヲ擔任スル場合ニ限り實業學校ノ教員タルコトヲ得但シ男子ノ實業學校ニ在リテハ大正十五年三月三十一日マテニ實業學校教員ノ職ニ就キタル者ニ限ル

(四) 實業學校教員檢定に關する規程

實業學校教員檢定ニ關スル規程

- 第一條 實業學校教員檢定ハ受檢者ノ學力、性行及身體ニ就キ之ヲ行フ
- 第二條 檢定ヲ爲スヘキ學科目ハ實業ニ關スル學科目中ニ就キ之ヲ定メ文部大臣告示ス
- 第三條 試驗檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試驗檢定ハ隨時之ヲ行フ
- 第四條 試驗檢定ノ出願期限ハ文部大臣之ヲ告示シ試驗施行ノ期日ハ教員檢定委員會長之ヲ公告ス
- 第五條 檢定ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ試驗檢定ニ在リテハ其ノ住所地ノ地方廳ヲ經由シ無試驗檢定ニ在リテハ其ノ住所地ノ地方廳又ハ當該學校ヲ經由シテ文部大臣ニ出願スヘシ
- 一、第二號書式ノ履歷書
- 二、受檢資格ニ關スル學校卒業證書、教員免許狀又ハ認可指令ノ寫

三、第五條第一號、第二號、第四號、第五號及第九號ニ該當スル者ニ在リテハ第三號書式ノ當該學校長證明書同

條第三號ニ該當スル者ニ在リテハ第四號書式ノ試驗檢定合格證明書同條第六號ニ該當スル者ニシテ教員免許狀授與地方廳以外ノ地方廳ヲ經由スル場合ニ在リテハ第五號書式ノ授與地方廳證明書

四、第六號書式ノ醫師法ニ依ル醫師ノ身體檢查書

地方長官又ハ當該學校長ハ本人ノ性行ニ就キ意見ヲ具申スヘシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試驗檢定ヲ受クルコトヲ得

- 一、實業學校又ハ實業補習學校教員養成所ヲ卒業各タル者
 - 二、中學校高等女學校高等女學校實科又ハ實科高等女學校ヲ卒業シタル者
 - 三、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者
 - 四、專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ專門學校入學ニ關シ指定ヲ受ケタル者
 - 五、徵兵令第十三條又ハ文官任用令第六條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者
 - 六、小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員、小學校專科正教員又ハ小學校准教員ノ免許狀ヲ有スル者
 - 七、教員免許令ニ依リ教員免許狀ヲ有スル者又ハ本令施行前實業學校教員資格ニ關シ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル者
 - 八、外國ニ於テ實業學校師範學校中學校又ハ高等女學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シタル者
 - 九、文部大臣ニ於テ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者
- 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ無試驗檢定ヲ受グルコトヲ得
- 但シ第三號又ハ第四號ニ該當スル者ハ實習科目ノ檢定ニ限り之ヲ受クルコトヲ得
- 一、相當ノ學歷ヲ有シ實業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ五年以上檢定ヲ受ケムトスル學科目ノ教授ヲ擔任シ成績優良ナル者
- 二、實業補習學校教員養成所ヲ卒業シ三年以上教諭ノ職ニ在リ且檢定ヲ受ケムトスル學科目ノ教授ヲ擔任

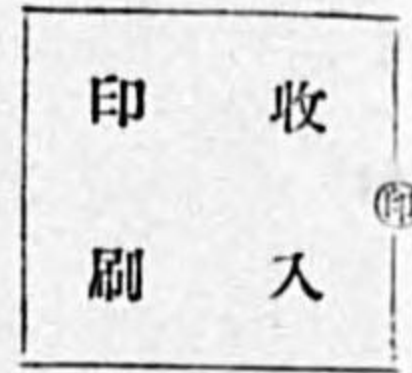
- シ成績優良ナル者
- 三 實業學校ヲ卒業シ五年以上檢定ヲ受ケムトスル學科目ニ關スル實地ノ經驗ヲ有シ技術優良ナル者
- 四 五年以上實地ノ經驗ヲ有シ實業學校ニ於テ三年以上檢定ヲ受ケムトスル學科目ノ實習教授ヲ擔任シ成績優良ナル者
- 五 第五條第一號乃至第八號ニ該當スルモノニシテ教員無試驗檢定ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル學校ヲ卒業シ成績優良ナル者
- 六 實業專門學校又ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シ實業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ三年以上檢定ヲ受ケムトスル學科目ノ教授ヲ擔任シ成績優良ナル者
- 第七條 試驗檢定ヲ分チテ豫備試驗及本試驗トス但シ豫備試驗ハ便宜之ヲ行ハサルコトアルヘシ
豫備試驗ヲ施行スル學科目ニ在リテハ豫備試驗ニ合格シタル者ニアラサレハ本試驗ヲ受クルコトヲ得ス
豫備試驗ニ合格シタル者ハ次ノ試驗檢定ニ同一學科目ニ就キ出願スル場合ニ限り豫備試驗ヲ免ス
- 第七條ノ二 豫備試驗ハ願書經由ノ地方廳所在地ニ於テ之ヲ行フ前項試驗ノ施行ハ東京府ヲ除クノ外地方長官之ヲ監督ス本試驗ヲ行フヘキ場所ハ教員檢定委員會長ニ於テ之ヲ公告ス
- 第八條 不正ノ方法ニ依リ檢定ヲ受ケムトシタル者又ハ試驗ニ關スル規程ニ違背シタル者ハ當該檢定ヲ受クルコトヲ得ス檢定ニ合格シタル後前項ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トスルコトアルヘシ
- 第九條 本令中實業學校ニハ實業補習學校ヲ包含セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式用紙美濃紙

教員檢定願



本籍地
現住所
受檢資格

族稱

學科目
氏名
年月日生

私儀實業學校教員志願ニ付前記學科目ニ就キ試驗無試驗檢定相受度書類ヲ具シ此段相願候也

年月日

文部大臣宛

【記載注意】一 族稱ハ華士族ニ限り記載スヘシ

二 受檢資格ハ最主要ノ事項ノミヲ記載スヘシ

三 出願者氏名ノ漢字ニハ振假名ヲ附スヘシ

第二號書式用紙美濃紙

履 歷 書

氏

名

年月日生

學 業

- 一 年月日何學校何科第何學年ニ入學年月日卒業
- 一 年月日何教員免許狀何教員認可指令受領

- 業務
- 一 年月日何官職拜命若ハ何業ニ從事年月日何事由ニ依リ退官職若ハ廢業
 - 賞罰
 - 一 年月日何事由ニ依リ何賞若ハ何罰ヲ受ク
 - 身上ニ關スル事項
 - 一 年月日何事由ニ依リ何ト改氏名等
 - 以上

年月日

右

氏

名

【注意事項】

- 一 學業ハ受檢資格ニ關係アル事項ニ限り記載スヘシ
- 二 卒業證書教員免許狀教員認可指令ハ別紙ニ其ノ寫ヲ添付スヘシ
- 三 業務ハ現在若ハ最近ノ經歷ニ限り記載スヘシ
- 四 賞罰ハ經歷上特ニ重要ナル事項ニ限り記載スヘシ
- 五 身上ニ關スル事項ハ族稱氏名ノ變更等身上ノ異動ヲ詳記スヘシ

【第三號書式】

證明書

本籍

氏

名

年月日生

右ハ年月日本校何科第何學年ニ入學シ年月日同科ヲ卒業セシ者ナルコトヲ證明ス

年月日

何學校長氏名

印

【第四號書式】

證明書

本籍

氏

名

年月日生

右ハ年月日本校ニ於テ施行ノ專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格セシ者ナルコトヲ證明ス

年月日

何學校長氏名

印

【第五號書式】

證明書

本籍

氏

名

年月日生

右ハ年月日當廳ニ於テ何教員免許狀ヲ授與セシ者ナルコトヲ證明ス

年月日

地方長官氏名

印

第六號書式用紙美濃紙記載方ハ別記身體檢査書記載方心得ニ依ルヘシ

身體檢査書

- 一 體格
 - 一 身長
 - 一 體重
 - 一 胸圍
 - 一 中心視力
 - 一 色盲
 - 一 眼病
 - 一 聽力
 - 一 耳疾
 - 一 呼吸器
 - 一 神經系
 - 一 皮膚
 - 一 言語
 - 一 既往現在ノ疾病又ハ畸形
- 右検査候處相違無之候也
- 年月日検査

族籍

何

生年月日

住所

醫師何某

【別記】

身體検査書記載方心得

- 一 検査ノ表記及身長體重胸圍聽力等ノ検査方法ハ明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體検査規程ニ準スヘシ
- 一 體格ノ強健ト稱スルモノハ發育榮養共に佳良ニシテ其ノ身長極ヲ以テ體重(尪)ヲ除シタル商〇三二以上且無病健全ノ者ヲ指ス
- 一 中等ト稱スルハ發育榮養共に普通ニシテ其ノ身長極ヲ以テ體重(尪)ヲ除シタル商〇二六以上且無病ノ者ヲ指ス
- 一 薄弱ト稱スルハ發育榮養共に不十分ナルカ或ハ身長(極)ヲ以テ體重(尪)ヲ除シタル商〇二六未満ナルカ或ハ強度ノ背柱彎曲扁平胸狭小胸若ハ全身ノ健康ニ直接ノ關係アル慢性ノ疾患アル者ヲ指ス
- 一 中心視力ハスネルトン氏ノ試視力表ニ依リテ其ノ記載方ハビト記スヘシ但シ遠視若ハ近視ニアリテハ二十尺ノ距離ニ於テ二十號ヲ明視シ得ル眼鏡ノ度ヲ記載スヘシ
- 一 色盲ハ其ノ有無若シ其ノ患アルモノハ何色盲ト記載スヘシ
- 一 呼吸器ハ理學的診斷ノ成績ヲ記載スヘシ
- 一 神經系ハ中樞若ハ末梢神經ニ障害ノ有無ヲ記載スヘシ
- 一 皮膚ハ主トシテ傳染症皮膚病ノ有無ヲ記載スヘシ若シ顔面等ニ現ハレタル皮膚病アルトキハ之ヲモ記載スヘシ
- 一 言語ハ明朗吃嘎聲ヲ記載スヘシ
- 一 既往現在ノ疾病又ハ畸形ハ腦病肺病肪膜病脚氣等ノ會患肺病心臟病胃腸病等ノ現在及顯著ナル畸形ヲ記載スヘシ

(五) 實業學校教員檢定ニ關スル規程第二條ニ依リ無試驗檢定ヲ爲スヘキ學科

(大正十一年八月四日 文部省告示第五百十二號)
實業學校教員檢定ニ關スル規程第二條ニ依リ無試験檢ヲ爲スヘキ學科目ヲ定ムルコト左ノ如シ

工業ノ部

機械電氣土木建築接續冶金應用化學窯業紡織色染圖案印刷工藝木材工藝金屬工藝機械仕上實習鍛工實習鑄工實習木型實習造船實習電機工作實習電氣取扱實習大工實習塗上實習測量實習探鑛實習冶金實習分析實業窯業實習鍍金實習織物實習色染實習紡績實習製版實習印刷實習家具實習挽物實習彫金實習鑲金實習鍛金實習髹漆實習描金實習木地實習彫塑實習

農業ノ部

耕種蠶業畜産農藝化學農業經濟林業獸醫農場實習蠶業實習林業實習蹄鐵實習

商業ノ部

商事要項簿記商業算術商品商業英語支那語珠算商業實踐タイプライティング

商船ノ部

航海術運用術機關術運用技業機關技業

水産ノ部

漁撈製造養殖漁撈實習製造實習養殖實習

第十三章 優良實業補習學校及實業補習教育 功勞者の表彰

文部省に於ては、實業補習教育の振興を圖るために、大正十一年に優良實業補習學校、同十三年に實業補習教育功勞者、昭和三年に優良實業補習學校、同五年に青年教育功勞者を表彰し、尙同八年實業補習教育四十周年の記念に當り、優良實業補習學校と實業補習教育功勞者を表彰してゐる。左に表彰校名と表彰者名とを示さう。

一 選獎實業補習學校

(一) 大正十一年選獎實業補習學校 (大正十一年十一月二十八日)

北海道 函館市 函館工業補習學校
東京都 北多摩郡東村山村立化成實業補習學校
東京都 久世郡寺田村實業補習學校
船井郡檜山村實業補習學校
大阪府 大阪市市立工業補習學校
神奈川縣 横須賀市 横須賀實業補習學校

三浦郡田浦町立船越工業補習學校
都築郡中川村立實業補習學校
兵庫縣 神戸市 市立湊川商工實修學校
神戸市 市立兵庫商工實修學校
氷上郡小川村立農業補習學校
美方郡村岡町立高井農業補習學校

長崎縣 神戸市 市立神戸商業實修學校
 北松浦郡皆瀬村皆瀬農業補習學校
 北高來郡深海村深海農業補習學校
 新瀨縣 中蒲原郡庄瀬村庄瀬農業補習學校
 埼玉縣 大里郡深谷町深谷實踐女學校
 兒玉郡七本木村立農業補習學校
 大重郡熊谷町縣立熊谷農業補習學校
 群馬縣 新田郡綿打村綿打實業補習學校
 群馬郡倉賀野町倉賀野實業補習學校
 千葉縣 安房郡豐田村豐田農業補習學校
 茨城縣 那珂郡勝田村三反田農業補習學校
 奈良縣 添上郡田原村立田原農業補習學校
 三重縣 生駒郡伏見村立伏見農業補習學校
 愛知縣 阿山郡東拓植村立實業補習學校
 南設樂郡千郷村千郷農業補習學校
 碧海郡六美村立農業補習學校
 山梨縣 東八代郡富士見村富士見農業補習學校
 西山郡相川村相川農業補習學校
 栗太郡常盤村常盤實業補習學校
 滋賀縣 野洲郡北里村北里實業補習學校

岐阜縣 土岐郡釜戸村釜戸農業補習學校
 惠那郡福岡村福岡實業補習學校
 長野縣 更級郡稻里村下水匏實業補習學校
 宮城縣 加美郡宮崎村農業補習學校
 宮城郡多賀城村山王農業補習學校
 岩手縣 江刺郡米里村人首農業補習學校
 膽澤郡真城村真城農業補習學校
 山形縣 東村山郡豐田村豐田農業補習學校
 山形市 市立山形實業補習學校
 南村山郡上山町上山農商補習學校
 秋田縣 由利郡石澤村立石澤農業補習學校
 福井縣 敦賀郡敦賀町立敦賀實業補習學校
 足羽郡六條村立天王農業補習學校
 石川縣 羽咋郡富永村立農業補習學校
 石川郡大野村立農業補習學校
 富山縣 高岡市市立高岡商工補習學校
 島取縣 西伯郡澁江町養良實業補習學校
 島根縣 八束郡岩坂村實業補習學校
 簸川郡田西村出西實業補習學校
 大原郡海潮村立實業補習學校

岡山縣 岡山市 岡山商業補習學校
 廣島縣 御調郡木ノ庄村木ノ庄東農業補習學校
 深安郡川口村農業補習學校
 山口縣 下關市 下關商業補習學校
 和歌山縣 伊都郡山田村山田農業補習學校
 德島縣 阿波郡市場町市場農業補習學校
 香川縣 大川郡福榮村福榮農業補習學校
 木田郡林村林農業補習學校
 愛媛縣 東宇和郡高山村立田之濱水産補習學校

(二) 昭和三年選獎實業補習學校 (昭和三年二月十一日)

東京府 西多摩郡西多摩村農業公民學校
 東京市本所區 市立第二實業學校
 東京市本所區 本所商工學校
 京都府 船井郡三ノ宮村實業補習學校
 大阪府 大阪市北區 市立堀川商工專修學校
 大阪市此花區 府立西野田高等補習學校
 大阪市西成區 府立今宮高等補習學校
 大阪市南區 市立育英商工學校
 飾磨郡八幡村立農業補習學校

福岡縣 築上郡黒土村黒土農業補習學校
 門司市 門司商工補習學校
 大分縣 大分郡瀧尾村瀧尾農業補習學校
 直入郡入田村入田農業補習學校
 佐賀縣 東松浦郡佐志村佐志實業補習學校
 熊本縣 鹿本郡稻田村稻田農業補習學校
 薩摩郡上東郷村東郷女子實業補習學校
 以上六十八校
 長崎縣 城崎郡香住町立香住實業補習學校
 多可郡松井庄村立農業補習學校
 三原郡阿萬村立農業實修學校
 加西郡西在田村立農業補習學校
 北松浦郡中里村中里農業補習學校
 北蒲原郡川東村川東實踐女學校
 北蒲原郡川東村川東農業公民學校
 西蒲原郡彌彦村彌彦東農業補習學校
 比企郡大河村大河公民學校
 埼玉縣

群馬縣 邑樂郡千江田村千江田實業補習學校
 千葉縣 山武郡成東町成東農商補習學校
 茨城縣 那珂郡大賀村大賀農業公民學校
 栃木縣 下都賀郡小山町小山公民實業學校
 奈良縣 高市郡眞菅村眞菅農業補習學校
 三重縣 阿山郡西柘植村立實業補習學校
 愛知縣 阿山郡河合村立實業補習學校
 名古屋市熱田實業補習學校
 碧海郡櫻井村櫻井農業補習學校
 靜岡縣 磐田郡三川村立三川公民學校
 志太郡島田町立島田商工實務學校
 南巨摩郡睦合村立睦合實業補習學校
 滋賀縣 蒲生郡市邊村市邊實業補習學校
 野洲郡篠原村篠原實業補習學校
 蒲生郡安土村安土實業補習學校
 蒲生郡金田村金田實業補習學校
 武儀郡富野村富野農業補習學校
 登米郡米川村米川公民學校
 栗原郡藤里村農業補習學校

福島縣 志田郡荒雄村農業補習學校
 相馬郡八幡村八幡實業公民學校
 石城郡泉村泉農業公民學校
 伊達郡栗野村栗野實業補習學校
 江刺郡玉里村玉里農業補習學校
 紫波郡德田村德田農業補習學校
 中津輕郡清水村小澤農業補習學校
 秋田縣 由利郡平澤町平澤實業補習學校
 福井縣 坂井郡大關村立大關農業補習學校
 大飯郡青郷村立青郷農業補習學校
 三方郡八村立八村農業補習學校
 石川縣 江沼郡矢田野村立農業公民學校
 西礪波郡是戶村是戶農業補習學校
 鳥取縣 日野郡山上村山上農業補習學校
 島根縣 八東郡熊野村實業補習學校
 簸川郡高濱村實業補習學校
 八東郡玉湯村實業補習學校
 邑久郡邑久村邑久土曜學校
 岡山縣 吉備郡生石村庄内實業公民學校
 豐田郡 下北方村、上北方村、善入寺村 組合實業補習學校
 廣島縣

和歌山縣 神石郡豐松村實業補習學校
 德島縣 雙三郡三良坂町農業補習學校
 東牟婁郡色川村色川農業補習學校
 那賀郡新野町立新野農業補習學校
 香川縣 仲多度郡四箇村立四箇農業補習學校
 仲多度郡龍川村立龍川農業補習學校
 三豐郡笠田村立笠田農業補習學校
 愛媛縣 溫泉郡久米村久米農業補習學校
 高知縣 長岡郡西豐永村立實業公民學校
 福岡縣 宗像郡田島村田島公民學校
 三藩郡大川町大川商工學校
 宇佐郡封戸村封戸農業補習學校
 大分縣 大分郡判田村判田農業補習學校

佐賀縣 下毛郡鶴居村鶴居農業補習學校
 熊本縣 西松浦郡大山村大山農業補習學校
 球磨郡多良木町多良木農業公民學校
 菊池郡清泉村清泉農業公民學校
 菊池郡泗水村立泗水農業公民學校
 北諸縣郡三股村三股農業公民學校
 南那珂郡細田村細田實業補習學校
 宮崎縣 宮崎郡田野村田野公民學校
 拵宿郡今和泉村池田實業補習學校
 島尻郡東風平村立實業補習學校
 中頭郡勝連村組合立與勝實業補習學校
 島尻郡南風原村立實業補習學校
 計 八十三校

(三) 昭和八年選獎實業補習學校 (昭和八年五月三日)

北海道 空知郡美唄國民學校
 青森縣 川戸郡戸來農業補習學校
 岩手縣 和賀郡二子農業補習學校
 宮城縣 志田郡鹿島臺國民學校
 秋田縣 由利郡西目農業補習學校

山形縣 南秋田郡金足東農業公民學校
 東田川郡渡前農業補習學校
 東村山郡金井農業補習學校
 茨城縣 東茨城郡妻里農業公民學校
 筑波郡小田農業實修學校

福島縣 田村郡片會根實業公民學校
 雙葉郡能町實業公民學校
 栃木縣 那須郡馬頭公民實業學校
 利根郡池田實業補習學校
 群馬縣 入間郡三ヶ島公民學校
 兒玉郡丹莊公民學校
 千葉縣 長生郡安房主基農業補習學校
 東京市市立牛込實務女學校
 西多摩郡霞農業公民學校
 神奈川縣 高座郡綾瀬實業補習學校
 中頸城郡戸野目農業補習學校
 北蒲原郡加治農業公民學校
 中蒲原郡五泉實業公民學校
 富山縣 富山市 市立藥學校
 石川縣 河北郡金津實業補習學校
 福井縣 丹生郡宮崎農業補習學校
 山梨縣 中巨摩郡八田實業公民學校
 長野縣 小縣郡東部實科中等學校
 北安曇郡神城實業補習學校
 更級郡更南實科中等學校

岐阜縣 大野郡上枝農業補習學校
 安八郡下宮農業補習學校
 靜岡縣 引佐郡三ヶ日自疆學校
 駿東郡浮島公民學校
 愛知縣 名古屋市中ノ町商業實修學校
 知多郡常滑實業補習學校
 幡豆郡橫須賀公民學校
 三重縣 阿山郡壬生野實業補習學校
 大阪府 大阪市立船場商業實務學校
 北河內郡山田農業補習學校
 滋賀縣 甲賀郡大原實業補習學校
 京都府 船井郡梅田村實業補習學校
 兵庫縣 有馬郡長尾中堅農民學校
 多紀郡古市農業公民學校
 多可郡中町第二農業實修學校
 生駒郡平城實業專修學校
 伊都郡大谷農業補習學校
 西伯郡渡實業公民學校
 美濃郡都茂實業補習學校
 赤磐郡瀬戸實業學校
 岡山縣

廣島縣 久米郡加美公民學校
 淺口郡里庄實業公民學校
 賀茂郡西志和國民學校
 蘆品郡有磨村公民學校
 賀茂郡板城農業補習學校
 日積實業實踐學校
 山口縣 板野郡松茂公民學校
 德島縣 香川郡由佐農業補習學校
 香川縣 喜多郡平野農業補習學校
 愛媛縣 今治市今治實業專修學校
 高知縣 長岡郡大篠實業公民學校
 福岡縣 浮羽郡御幸實業公民學校
 宗像郡勝浦公民學校

佐賀縣 田川郡金川實業公民學校
 鍋島公民學校
 長崎縣 東彼杵郡下波佐見實業公民學校
 長崎縣 北松浦郡大島實業公民學校
 熊本縣 上益城郡津森農業公民學校
 八代郡有佐農業補習學校
 大分縣 菊池郡城北農業補習學校
 南海部郡切畑實業公民學校
 宮崎縣 上諸縣郡沖水中等公民學校
 鹿兒島縣 肝屬郡東申良中等公民學校
 川邊郡枕崎公民學校
 沖繩縣 中頭郡具志川實業補習學校

七十五校

二 實業補習教育效績表彰者

(一) 大正十三年實業補習教育效績者 (大正十三年一月二十六日)

北海道樺戸郡新津川村長 澤渡 兵一
 函館市函館工業補習學校長 小田千太郎
 東京府北多摩郡東村山村立化成實業補習學校長 小池 喜八

京都府船井郡檜山村實業補習學校長 小林源之助
 京都府久世郡寺田村實業補習學校長 福森民次郎
 大阪府立西野田高等補習學校長 飯田吉三郎

大阪市立育英商工學校長 本田左右太
 大阪市立工業補習學校長 杉田 稔
 神奈川縣三浦郡田浦町立船越工業補習學校長 渡邊 泰治
 橫濱市私立橫濱女子商業補習學校設立者總代 渡邊夕マ子
 兵庫縣神戸市立兵庫商工實修學校長 岸田 軒造
 兵庫縣水上郡小川村農業補習學校長 廣瀬平三郎
 兵庫縣美方郡岡町立高井農業實修學校長 三宅 厚
 神戸市立神戸商業實修學校長 大山 綱志
 神戸市立兵庫商工實修學校教諭 山城宗三郎
 兵庫縣明石郡大久保村立大久保農業補習學校教諭 大井 ハル
 新潟縣西蒲原郡燕町(有志) 中野 民治
 埼玉縣北葛飾郡上高野村立實業補習學校長 武井 勝藏
 元埼玉縣兒玉郡七木村長 高橋廣次郎
 埼玉縣兒玉郡七木村立農業補習學校長 吉田孝之丞
 埼玉縣入間郡高萩村立高萩農業補習學校長 松本 岩吉
 群馬縣群馬郡新高尾村長 反野 角三
 千葉縣夷隅郡御宿高等實業補習學校長 伊藤鬼一郎
 千葉縣印旛郡八生村長 大澤熊五郎
 茨城縣那珂郡三反田實業補習學校長 西野 勇三
 茨城縣久慈郡佐竹農業補習學校長 寺門清三郎

茨城縣久慈郡染和田農業補習學校長 和田七郎左衛門
 栃木縣安蘇郡旗川村旗川農業補習學校長 鈴木清太郎
 奈良縣生駒郡伏見村立伏見農業補習學校長 岩田 忠實
 奈良縣宇陀郡神戶村立本郷農業補習學校長 加藤秀次郎
 奈良縣磯城郡安倍村立安倍農業補習學校長 福澤 平七
 三重縣阿山郡東植村立實業補習學校長 中村 豐
 三重縣度會郡内城田村立農業補習學校長 中村 勝三
 愛知縣南設樂郡千郷農業補習學校長 淺井豐一郎
 愛知縣橫須賀實業補習學校長 成瀬 涓
 靜岡縣私立杉山農業補習學校設立者 片平九郎左衛門
 靜岡縣私立浮島農業補習學校設立者 森 信吾
 靜岡縣村立宇刈農業補習學校長 寺田 琴次
 山梨縣村立明見實業補習學校長 舟久保 庄
 山梨縣村立藤田農業補習學校長 松下壬午郎
 滋賀縣野洲郡北里農業補習學校教諭 田中 金重
 滋賀縣蒲生郡市邊實業補習學校囑託教員 今井 耕
 滋賀縣栗太郡常盤村長 三浦安治郎
 岐阜縣土岐郡釜戸農業補習學校長 片岡 達吉
 長野縣更級郡村立下水鉾實業補習學校長 小川 鈴一
 寺澤 好太

宮城縣宮城郡七郷農業補習學校長 杉沼榮治郎
 福島縣岩瀬郡稻田實業補習學校長 四條 英治
 福島縣北會津郡未知實業補習學校長 柳沼 徳實
 岩手縣八澤農業補習學校教諭 星 義一
 青森縣上北郡藤坂村藤坂農業補習學校長 加藤 源三
 山形市立山形實業補習學校長 高野甚太郎
 山形縣東村山郡豊田農業補習學校助教諭 鈴木勘三郎
 秋田縣南秋田郡旭川農業補習學校長 兒玉庄太郎
 秋田縣由利郡石澤農業補習學校長 猪股 徳圓
 秋田縣仙北郡峯吉川村長 進藤作左衛門
 福井縣敦賀郡敦賀町立敦賀實業補習學校長 高森藤太郎
 福井縣大飯郡青郷村立青郷農業補習學校長 玉井 清一
 福井縣坂井郡大關村學務員 高橋長左衛門
 石川縣江沼郡動橋村立農業補習學校長 西榮竹次郎
 富山縣中新川郡西加積農業補習學校長 藤繩 清行
 富山縣高岡市立高岡商工實修學校教諭 青木甚次郎
 鳥取縣西伯郡養良實業補習學校長 足立 正
 鳥取縣八東郡大庭村實業補習學校長 稻葉良之助
 岡山縣邑久郡邑久土曜學校長 奥田眞須二
 岡山縣北房中堅實業補習學校長 横上若太郎

廣島縣木ノ庄東農業補習學校長 納見 義雄
 同豊田郡下北方村外二箇村組合實業補習學校長 河原 義雄
 和歌山縣那賀郡東貴志村立農業補習學校長 保田 定一
 和歌山縣伊都郡山田村學務委員 城 寛美
 和歌山縣伊都郡河根村立丹生川農業補習學校長 山田 鶴吉
 香川縣木田郡林農業補習學校長 長尾 幸平
 香川縣綾歌郡川津村長 平崎 孫市
 愛媛縣高山村田之濱水産補習學校長 西山彌與藏
 高知縣吾川郡大西實業補習學校長 山中 政好
 福岡縣企救郡曾根村立新田實業補習學校長 大野 一郎
 福岡縣企救郡曾根村立朽網農業補習學校長 友成 公則
 大分縣宇佐郡封戸村長 小出 工
 大分縣直入郡入田農業補習學校長 家永利三郎
 佐賀縣東松浦郡佐志實業補習學校長 浦郷 孫市
 佐賀縣西松浦郡大山村助役 緒方文左右
 熊本縣鹿本郡稻田村 守田 嘉市
 熊本縣菊池郡豊水農業補習學校長 小堀 嘉市
 宮崎縣西緒縣郡眞幸實業補習學校長 小堀 嘉市
 鹿兒島縣川邊郡加世田村立津貫實業補習學校助教諭 石原岩太郎
 鹿兒島縣揖宿郡瀬々串實業補習學校長 瀬戸口愛之助
 沖繩縣島尻郡東風平村立立女子實業補習學校長 外間 政暉
 兼沖繩縣島尻郡東風平村立立女子實業補習學校長 以上八十六名

道府縣	職名	氏名	岩手
北海道	美唄國民學校教諭	松田 與作	江刺郡愛宕公民學校教諭
同	長沼農業專修學校教諭	廣瀬 秀雄	江刺郡岩谷實業公民學校助教諭
同	函館商工實修學校教諭	村田 專三郎	登米郡南方村農業補習學校教諭
青森	三戸郡戸來村長	佐々木 傳次郎	本吉郡歌津村實業補習學校教員
同	西洋輕部澤ヶ澤女子實業補習學校校長	村上 忠次郎	栗原郡一迫町農業補習學校教諭
同	兼同商業水産補習學校校長	平野 友見	秋田縣視學
同	上北郡十和田村法興農業補習學校校長	同	北秋田郡花岡農業補習學校教諭

(三) 實業補習教育 四十周年記念 實業補習教育成績表彰者 (昭和八年五月三日)

道府縣	職名	氏名	岩手
北海道	美唄國民學校教諭	松田 與作	江刺郡愛宕公民學校教諭
同	長沼農業專修學校教諭	廣瀬 秀雄	江刺郡岩谷實業公民學校助教諭
同	函館商工實修學校教諭	村田 專三郎	登米郡南方村農業補習學校教諭
青森	三戸郡戸來村長	佐々木 傳次郎	本吉郡歌津村實業補習學校教員
同	西洋輕部澤ヶ澤女子實業補習學校校長	村上 忠次郎	栗原郡一迫町農業補習學校教諭
同	兼同商業水産補習學校校長	平野 友見	秋田縣視學
同	上北郡十和田村法興農業補習學校校長	同	北秋田郡花岡農業補習學校教諭

道府縣	職名	氏名	岩手
北海道	美唄國民學校教諭	松田 與作	江刺郡愛宕公民學校教諭
同	長沼農業專修學校教諭	廣瀬 秀雄	江刺郡岩谷實業公民學校助教諭
同	函館商工實修學校教諭	村田 專三郎	登米郡南方村農業補習學校教諭
青森	三戸郡戸來村長	佐々木 傳次郎	本吉郡歌津村實業補習學校教員
同	西洋輕部澤ヶ澤女子實業補習學校校長	村上 忠次郎	栗原郡一迫町農業補習學校教諭
同	兼同商業水産補習學校校長	平野 友見	秋田縣視學
同	上北郡十和田村法興農業補習學校校長	同	北秋田郡花岡農業補習學校教諭

同	山形	平鹿郡角間川農商實務學校助教諭	進藤政太郎	同	北足立郡手方公民學校助教諭	河野岩市
同	同	東置賜郡屋代農業補習學校長	工藤八之助	同	北足立郡浦和公民學校助教諭心得	山田小次郎
同	同	東置賜郡赤湯町沖郷農業補習學校長	手塚富五郎	千葉	山形郡東金公民學校長	大橋主成
同	同	角海郡中平田農業補習學校助教諭	高橋芳之助	同	長生郡東農業補習學校助教諭	永野貫一
同	福島	若松市若松日新商工學校長	東海林誠一	東京	安房郡野田農業補習學校助教諭	鈴木テヲ
同	同	相馬郡八幡村長 農	今野善治	同	東京市品川區大崎實修女學校助教諭	多田喜導
同	同	農(代議士)	助川啓四郎	同	北多摩郡久留米農業公民學校助教諭兼校長	伊藤靜惠
同	同	田村郡瀨川農業公民學校助教諭	片寄正雄	同	本所區業平商工學校助教諭	小山源右衛門
同	茨城	結城郡西豊田第一農業公民學校長	木村左門	神奈川	横濱市横濱商學修學校長事務取扱	大河原三郎
同	同	新治郡九重農業公民學校長	沼尻敬一	同	鎌倉郡中和田實業補習學校長	中川直亮
同	茨城	久慈郡久慈水産公民學校助教諭	山形安	同	都筑郡中川實業補習學校助教諭	青木龍助
同	同	筑波郡上郷村長	土田右馬太郎	新潟	西蒲原郡彌彦村農會技手	馬場藤四郎
同	栃木	河内郡大澤農業補習學校長	池田惣一郎	同	中蒲原郡五泉實業公民學校助教諭	皆川義雄
同	同	鹽谷郡喜連川公民實業學校長	長谷川三九郎	同	北蒲原郡川東村長	淺野次作
同	群馬	邑樂郡佐貫實業補習學校助教諭	荒川萬吉	同	商業	本間百右門
同	同	多野郡沖流實業補習學校助教諭	小野里丁亥三	富山	西礪波郡是戶村長	中野ケン
同	同	利根郡池田實業補習學校長	林胤吉	同	上新川郡熊野農業專修學校助教諭	藁彦九郎
同	埼玉	入間郡三ヶ島公民學校助教諭	齋藤春吉	同	石川郡島村農業補習學校長	宮浦助三郎
同	同	比企郡大河公民學校助教諭	岡部文彌	石川		大西方郎
						新宅久雄

同	同	江沼郡作見村農業補習學校助教諭	小竹伊太郎	三重	度會郡四郷農業補習學校長	村田常太郎
同	同	河北郡英田村長	池田未次郎	同	河藝郡栗真實業公民學校長	城五平
同	福井	坂井郡本莊農業補習學校助教諭	林十衛	同	名賀郡神戶實科公民學校長	松永密太郎
同	同	大野郡上庄村助役	門前遙	同	阿山郡花之木實業公民學校長	東出金吾
同	山梨	中巨摩郡大明農業補習學校長	渡邊豊	滋賀	蒲生郡朝日野實業補習學校助教諭	山川實太郎
同	同	西山梨郡山城農業補習學校長	内藤信晴	同	東淺井郡速水實業補習學校助教諭	成瀬末吉
同	長野	諏訪郡泉野實業補習學校長	藤森省吾	同	蒲生郡市邊實業補習學校助教諭	森憲太郎
同	同	南佐久郡平賀實業補習學校助教諭	多田輝雄	京都	船井郡胡麻郷村 同	如中耕作
同	同	小縣郡鹽田公民學校長	竹中勝	同	久世郡吉田村 同	角田嘉助
同	同	埴科縣屋代實業補習學校長	田澤蠶時	同	京都市立商工專修學校長	則包末廣
同	岐阜	武儀郡富野高等國民學校長	田中千秋	同	宇治郡宇治村實業補習學校長	林清次郎
同	同	惠那郡福岡農業公民學校助教諭	片岡精	大阪	大阪市立堀江家政女學校長	和田孫三郎
同	同	土岐郡日吉第二農業補習學校助教諭	渡邊せん	同	同 堂島實科女學校長	濱中與四郎
同	静岡	賀茂郡白濱實業補習學校長	石原金鷹	同	三島郡山田村長	津中作治
同	同	濱名郡興進農業補習學校助教諭	竹内英太郎	兵庫	水上郡春日部農業公民學校助教諭	宮崎庄一
同	同	磐田郡中原農業實務學校長	鈴木巖	同	飾磨郡八幡農業補習學校長	堀内政市
同	愛知	名古屋市前津商業實修學校長	木村仁止	同	多可郡中町農業實修學校助教諭	島久太郎
同	同	愛知郡鳴海實業補習學校長	深谷民藏	同	加四郡富田村農業公民學校助教諭	小田園二
同	同	葉栗郡葉栗實業補習學校長	尾頭繁	奈良	磯城郡香久山國民青年學校長	吉川佐作
同	同	碧海郡櫻井農業補習學校助教諭	杉原源太郎	同	同 式下裁縫女學校助教諭	東出重一

同	阿蘇郡白水農業公民學校教諭	橋本辰記
同	上益城郡白旗中等國民學校教諭	緒方熊雄
同	鹿本郡稻田農業補習學校長	今村龜友
同	速見郡大神農業補習學校長	是永淳
同	南海部郡切畑實業公民學校教諭	矢川豊
同	玖珠郡野上農業補習學校教諭	永樂重通
同	北諸縣郡三股實業公民學校教諭	蒞生均
同	南那珂郡細田實業補習學校教諭	下地正義
同	鹿兒島市縣立 同	平野甚助
同	鹿兒島郡谷山公民學校長	前田盛孝
同	贈答郡西志布志村長	春日八郎兵衛
同	日置郡市來高等國民學校助教諭	永峰行厚
同	島尻郡南風原實業補習學校長	宮城久榮
同	那覇市商業公民學校長	與儀嘉明

(百四十七名)

和歌山	東牟婁郡太地水産補習學校校長兼同家政女學校長	潮崎慶三	同	名四郡藍畑村長	佐野年太郎
同	日高郡野口實業補習學校長	佐竹義一	同	美馬郡岩倉公民學校長	佐藤喜代吉
同	西牟婁郡三柄村長	那須平兵衛	同	三豐郡詫間農業補習學校長	酒井近治
鳥取	西伯郡渡村(農)	松本偵治	同	綾歌郡山内村長	松本熊藏
鳥根	鏡川郡高濱實業補習學校教諭	稻田治政	愛媛	新居郡泉川農業補習學校長	高橋熊太郎
同	熊鷹郡宇賀莊實業補習學校助教諭心得	高野トヨ	同	周桑郡庄内村長	村上盛一
同	邑智郡田所實業補習學校長兼同實踐女學校長	日野義雄	高知	長岡郡本山實業公民學校長	小笠原茂貴
岡山	赤磐郡瀬戸實業學校長	柴部壽男	同	香川郡弘岡國民學校教諭	中川晴鹿壽
同	淺口郡里庄村長	岡本市郎	同	安藝郡安藝實業女學校教諭	千光士 婦美子
同	久米郡加美村長	池上直通	福岡	門司商工學校長	浦江曾一
同	吉備郡庄内實業公民學校長	白神始一	同	福岡市第一實業專修學校長	手島勇次郎
廣島	賀茂郡西志和國民學校教諭	丸山 燮	同	三藩郡木室實業公民學校教諭	小金丸 大三郎
同	廣品郡有隣公民學校教諭	富田登茂雄	同	朝倉郡夜須公民學校教諭	脇山藤三郎
同	賀茂郡板城農業補習學校教諭	兒山好實	同	三養基郡島柄公民學校長	山田秀作
同	吳市阿賀實科女學校教諭	神原オミキ	同	佐賀郡兵庫公民學校長	松尾千代次
山口	宇部市宇部農業實踐學校長	紀藤常亮	同	杵島郡江北公民學校教諭	岩瀬榮次
同	阿武郡佐々並實業公民學校教諭	中村政弑	同	北松浦郡宇久實業補習學校教諭	畠中辰藏
同	大津郡日置實業公民學校教諭	松尾竹一	長崎	東彼杵郡波佐見 同	渡邊仁三郎
同	農	東面宗人	同	北松浦郡世知原 同	堤 卜メ
德島	那賀郡新野農業補習學校教諭	松本壽一	熊本	下益城郡北部中等國民學校長	清田真人

第十四章 實業補習教育史一覽

一 實業補習教育制度の沿革

- 一、明治二十三年十月、小學校令を制定し其の法令の第二條の外數條に亘りて、實業補習學校に關する規定を制定せらる。
- 一、明治二十四年十一月、實業補習學校の教科目修業年限等の規定は、府縣知事に於て便宜調査の上文部大臣の指揮を請ふべし。」と制定せらる。
- 一、明治二十六年十一月、實業補習學校の規程を制定せらる。
- 一、明治二十七年二月、實業補習學校教科用書に關する規定を定む。(普通科は檢定を経たるものを用ひ、實業科は此の限りにあらざること。)を規定せらる。
- 一、明治二十七年六月、實業教育國庫補助法を公布せらる。
- 一、明治三十一年六月、農業補習學校農業科教授細目及要項を編成して頒布せらる。
- 一、明治三十一年九月、實業教育國庫補助法施行規則公布せらる。
- 一、明治三十二年二月、實業學校令を制定し、各種の實業學校規程を定めらる。この實業學校令によりて、實業補習學校も實業學校の一種となる。

- 一、明治三十五年一月、實業補習學校規程を改正せらる。之より學年制の外科目制を認めらる。
- 一、明治三十八年十月、實業學校設置廢止規則中實業補習學校に關する現定を削除せらる。
- 一、大正二年三月、實業補習教育調査委員會の調査報告を頒布せらる。
- 一、大正三年三月、實業教育費國庫補助法同四月施行規則を改正せらる。
- 一、大正四年四月、文部、内務兩大臣の青年團に對する訓令あり、これより實業補習教育丁年説と實業補習教育義務制の思潮を生じた。
- 一、大正六年一月、實業補習學校教員俸給待遇の件定めらる。(文部大臣の指定したる學校の校長)
- 一、大正九年八月、實業補習學校專任教員給國庫補助の途を開かる。
- 一、大正九年十月、實業補習學校教員養成所令を定めらる。
- 一、大正九年十月、公立學校職員年功加俸令を定めらる。
- 一、大正九年十二月、實業學校令中改正せらる。
- 一、大正九年十二月、實業補習學校規定改正せらる。
- 一、大正九年十二月、實業補習學校教員養成所令施行規則を定めらる。
- 一、大正九年十二月、公立學校職員制、同待遇官等々級令、同職員俸給令、同職員年功加俸令等實業補習學校に適用せらるるやうに改正せらる。
- 一、大正十年三月、公立私立實業學校教員資格に關する規程を改正して公布せらる。
- 一、大正十年五月、文部省實業補習教育主事規程を制定せらる。

- 一、大正十一年一月、公立實業學校教員檢定制規定制定せらる。
- 一、大正十一年二月、實業補習學校標準學科課程を定めらる。
- 一、大正十一年十一月、優良實業補習學校を表彰せらる。
- 一、大正十三年一月、實業補習教育功績者を表彰せらる。
- 一、大正十三年十月、實業補習學校公民科教授要綱を公布せらる。
- 一、大正十五年四月、青年訓練所令及同施行規則を公布せらる。
- 一、昭和二年十二月、水産補習教育費國庫補助の途を開かる。
- 一、昭和三年二月、優良實業補習學校を表彰せらる。
- 一、昭和四年七月、社會教育局を新設され、實業補習教育に関する事務を、實業學務局より移さる。
- 一、昭和五年七月、青年教育功勞者を表彰せらる。
- 一、昭和八年五月、實業補習教育四十周年記念式を舉行せらる。
- 同時に優良實業補習學校及實業補習教育功勞者を表彰せらる。
- 一、昭和九年三月、都市實業補習教育調査委員會の調査報告を印刷して配布さる。
- 一、昭和九年六月、青年教育設備補助として臨時に國庫より補助金を交付さる。

二 實業補習教育の變遷比較一覽

校名	明治二十六年以後	明治三十五年以後	大正十年以後
學校の設置	市町村の隨意に任してゐた。	同上	從來の制限を撤廢されたので、補習學校の外、公民學校、國民學校、何實修學校、家政女學校等の名稱が用ゐられてゐる。
學校の目的	小學教育の補習と實業教育の二とする。	實業教育と普通教育の補習の二とする。	義務的に設置を獎勵してゐる。職業教育、公民教育を二大眼目としてあつたが、今日では之に體育を加へて三大眼目としてゐる。
學校の組織	學年制を採つてゐた。	農村は學年制、都市は科目制が多し。	後期までは學年制を採り、それ以上の者には科目制にしてあつたが、今日に於ては都市にては低學年より科目制を望んでゐる。
生徒の就學	希望者のみ就學せしめてゐた。	同上であつたが、大正七八年頃より丁年までの義務的の就學獎勵の考を生じた。	少くも後期まで義務教育的に就學獎勵の方針にしてゐたが、今日では丁年迄としてゐる所が少くない。
修業年限	尋卒以上三年以内としてゐた。	隨意に定め得ることとしてあつたが農村には二年又は三年、都市には以上の外大體六ヶ月を一期とする科目制が發達した。特別なものに十日位の短期なものがあつたが、丁年説が生ずるやうになつて二十歳までの修業年限を生ずるやうになつた。	前期(尋卒入學)二年、後期(前期卒及高卒入學)一二年乃至三年と、其の上に研究科が高等科を設け得ることにしてゐるが、尙都市に於ては専修科(科目制のもの)が發達しつつある。

授業科	設備	教科書	訓練	教授
徴收することを得となつて居り、	規程には何等定められてゐない。小學校舎を利用してゐたものが多数であつた。	學校に於て隨意に採用してゐた。	特記する程のことはない。	小學校の教授と大差なく特記する程のことがなかつた。
徴收することを得となつてゐる。	同上	地方長官の認可を受けることとなつてゐたが、讀本と農業教科書は縣或は郡の教育會にて編纂したものを認可を得て採用する地方があつた。	青年團體の發達に伴ひ之と連絡して就學出席を督勵し、武道を課し、其の他の行事を共にするところあつた。	同上
同上	同上	地方長官の認可を得て採用することとは同上	益々男女の青年團及青年訓練所と連絡して自治的に訓練し、尙學的の訓練施設を講ずるものあるに至つてゐる。	生には一事研究（部落實習などが發達した。生徒の生活を指導するやうに實際的に取扱はるるやうになつたことは一進歩である。
同上	同上	規程には必要な設備をなすべし。とあるが、小學校舎を利用し、女子部あるところには裁縫の専用教室を設けてゐるところ多く、男子部にも晝間教授のところにては専用教室を有してゐるところが多い。尙地方によりては獨立校舎を有してゐる學校もある。尙一般に實習の設備が注意されるやうになつてゐる。	益々男女の青年團及青年訓練所と連絡して自治的に訓練し、尙學的の訓練施設を講ずるものあるに至つてゐる。	生には一事研究（部落實習などが發達した。生徒の生活を指導するやうに實際的に取扱はるるやうになつたことは一進歩である。

教授時數	教授時期時刻	學科日	教材の選擇	實習
訓令にて毎週四時乃至二〇時位の間に定むべしとされてあつたけれども、小學校のやうに教授時數の多い學校もあつた。	學修に便宜なる時期、時刻を選擇することになつてゐた。	修、讀、習、算、實業と定められてゐた。	中等學校模範を避けよと訓令されてあつたけれど、一般的の教材を課してゐたところが多かつたのである。	課せざることが本體であつたから、課することを妨げずと訓令されてゐる。併し晝間常設の學校に於ては實習に重きを置いて課してゐたのである。
隨意に定めてよいことになつてゐたが、農村には年一〇〇時位のところ多く、都市は今日と大差なかつたのである。	同上 夜學が多かつた。	國、算、實業の二科目が主で前時代と變りがないが、一科目のみ課する科目制が認められて都市に發達した。	實業中心に教材を選擇するやうに訓令されてあつたけれど、やはり一般的に流れてゐたところが多かつたが、大正六七年頃より縣郡の教育會にて編纂した讀本等を用ふるところもあつた。	晝間常設の學校以外は課してゐないのが普通であつたのである。
規程で標準を定められたので、農村では年二〇〇時位のところ多く、都市では標準の中位以上のところが多い。	まだ夜學が多いが、農村には下學年には毎週一日乃至二日（半日二日）、上學年には毎週一日、晝間教授の學校が次第に増加しつつある	同上の必修科目に理科が加へられ、算術が數學となつた外女子の學科目を規定されてゐること、實際としては公民科が新に加はつたこと、體操科が加設されるやうになつたことが、前時代より特になつたことである。	地方化、實際化、生活化などが稱導されたので、前時代に比較すると大に改善されてゐる。	實習に就ては別段の規定がなかつたが、なるべく實習實踐を課することを奨勵したので、之を課するところが多くなり、特に農業補習學校に於ては、家庭實習（研究科

指導機關	専任のものなかつた。	大正八九年頃より専任の視學員を置いたところがあつた。	大正十年より文部省に實業補習教育主事をおく、之より各府縣にも
後援施設	規程に商議員を設けることを得たあつたので、之を設けてゐたところもあつたのである。	規程よりは除かれてあつたけれども、商議員を置いてゐたところもあり、農村では學務員を關係せしめて後援に當らしめ、又青年團を後援機關のやうにしてゐたところもあつた。	同上の如き施設は今日も繼續してある次第であり、都市には實補後援會を設けて居るところもあるが、又青訓後援會と合併して青年教育後援會としてゐるところもある。また縣に實業補習教育振興會を設けて斯教育の振興に寄與してゐるところもある。
卒業生指導	小學校教員の資格あればよく、外に又地方長官の認可を得て任用することが出来た。	中等學校教員の資格あるもの、小學校本正、専正、准教員も有資格であり、此の以外のもも地方長官の認可を任用することが出来た。	都市の實業補習學校には校友會、同窓會などを設け施設してゐるところもあるが、農村に於ては青年團の産業部と提携し又は卒業生在校生とにて農事研究會などを作りて指導してゐるところがある。
教員の待遇	高等小學校も徴収してゐる所が多い時であつたから徴収してゐたところが多い。	農村では常設の學校にては徴収してゐたところがあつたが、都市では徴収してゐるところが多かつた。	同上
教員の資格	小學校教員と同様の待遇であつた	同上で文部大臣指定の學校の校長には奏任官待遇の途を開かれた。	名稱、待遇すべて實業學校と同様にされた。

三 實業補習教育發達情況一覽

年 度	學 校	生		徒 計	教員(専任)	經 費
		男	女			
明治 二六年	一			五五	七	
同 二七年	一九	八七二		一、一七	二六	四、一二六

教員の養成	文部省に於て農、工、商の實業學校教員養成所を設けて補習學校教員を併せ養成したのであるが、多數は中學實業學校の教員のみとなり、事實は養成してゐないと同じやうであつた。	大正二年頃より實業補習學校教員の養成を講ずる縣あり、大正八年には二十二箇所を數ふるに至つた。	大正九年實業補習學校教員養成所令並同施行規則を公布し、養成所の設立を奨励したので、爾來年々設立され今日では男子四五箇所、男女一箇所、女子二箇所の養成所の設立を見るやうになつてゐる。
研究施設	特別になかつた。	農業教員のために農業教員研究會を設けてゐたところあつた。	實業補習教育研究會を設立し、又は教育會の實業補習教育部として殆ど全部の府縣に設けられ、尙郡市にも設けてゐる所が少くない。
經費補助	明治廿七年より 國庫補助の途を開かる。	次第に國庫よりの補助はやめられて地方費の補助を奨励された。	大正九年より専任教員給國庫補助の途を設けられ、地方費の補助も奨励されてゐる。
			専任の指導機關を設けるものあるやうになつた。

Table with 13 columns and 13 rows of data. The first column lists years from 同四年 to 同二年. The following columns contain various numerical figures. A total value of 五五 is shown at the top right.

Table with 13 columns and 13 rows of data. The first column lists years from 同五年 to 昭和元年. The following columns contain various numerical figures. A total value of 九六九三 is shown at the top right.

(備考) 本章以外にある諸統計は、文部省年報以外のものは、昭和四年以前は實業學務局、以後は社會教育局の調査による。一、昭和六年までは文部省年報による。但し昭和三年後の經費調は局の調査とす。二、昭和七年及八年の調査は社會教育局の調査による。

第十五章 實業補習教育の動向とその將來

一 實業補習教育普及の動向

(一) 市町村の實業補習學校設置動向

市町村に於て實業補習學校の設置は、次第に普及し、全國全部の市町村に之が設置を見んとする狀況に進みつつあり、即ち實業補習學校未設置の市町村は大正七年には三千五百九十四であつたものが、大正十四年には九百三十六となり、昭和五年には五百七十八となつてゐるのに徴しても、之が動向を察することが出来る。次に之が調査を示さう。

大正七年實業補習學校設置市町村數調 (大正七年十二月現在)

市町村數	市		町		村		計
	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置	
市	七四	一六	一、二〇五	四二五	一〇、〇六五	三、五三一	一一、三四四
町	五八	一六	七八〇	四二五	六、九一二	三、五三一	七、七五〇
村	七四	一六	一、二〇五	四二五	一〇、〇六五	三、五三一	一一、三四四
計	一七四	四八	二、一八五	八七五	二七、〇六二	七、四一五	二九、四七七

(備考) 一、道府縣立、郡立及組合立實業補習學校は其の所在市町村の學校數に計上せり。
二、東京、宮城、福島の三府縣は統計に漏れたり。

同 上 調 (大正十四年十月現在)

市町村數	市		町		村		計
	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置	
市	一〇一	六	一、五〇六	二四六	一〇、三七五	九、五八五	一一、九八二
町	九三	六	一、三五六	二四六	九、五八五	七、八四	一一、〇三三
村	九三	六	一、三五六	二四六	九、五八五	七、八四	一一、〇三三
計	一九三	一二	三、四〇〇	四九二	二〇、五四五	一七、二〇九	二七、七五九

(備考) 一、道府縣立、郡立及組合立實業補習學校は其の所在市町村の學校數に計上せり。
二、△印は市町村立のものなくして道府縣立又は市立の學校のみを有する市町村なり。

同 上 調 (昭和五年五月一日現在)

道府縣	市町村數	設置市町村數	市未町設村數	道府縣	市町村數	設置市町村數	市未町設村數
北海道	二七〇	一五三	一一七	栃木	一七七	一七六	一一
青森	一六七	一六二	五	群馬	二〇六	二〇五	一一
岩手	二三七	一八七	五〇	埼玉	三九四	三九二	二
宮城	二〇三	一八五	一八	千葉	三四八	三四一	七
秋田	二三八	二三七	一	東京	一八九	一六一	二八
山形	二二八	二二八	一	神奈川	一八九	一六三	二六
福島	四一四	四一三	一	新潟	四〇三	三八一	二二
茨城	二八一	二八〇	一	富山	二六七	二一八	四九

年	道	縣	立	市	立	町	村	立	私	立	計
大正十年	三六	二二	一八二	一三、九二〇	一七四	一四、四二〇					
同十一年	二二	二二	三一八	一四、〇二二	一二四	一四、四九七					
昭和四年	二九	二九	五三六	一四、七六一	五二	一五、三七八					
同五年	二九	二九	五二一	一四、七三六	五一	一五、三二七					
同六年	二九	二九	五四八	一四、六〇一	五九	一五、二三七					
同七年	二八	二八	五五〇	一四、五〇〇	五八	一五、一三六					
同八年	二七	二七	七五一	一四、三五五	六〇	一五、一九三					

(備考)

一、大正十年には郡立のもの二七校、同十一年には二三校あるが、これは同年度の町村立に算入したり。

業補習學校教員養成所生徒の教養のために設けられるものあるべきにより多少の増設あるべく、市立にかかるものは、都市に於ける實業補習教育の發達につれて、増設せられ尙町村の市への併合及び新に市となるものであるにより次第に増加すべく、町村立のものは未設置の町村に設立されるところあるべきも、町村の市に合併して市立に變更し、また一町村内に數校あるものを整理して合併し、戸數の少き小町村に於には、數町村の組合立に改めんとする傾向を生じつつあるにより、其の學校數に於ては、今日より餘り其の増減を見ることはなからうかと思はれる。

設立者別實業補習學校數調

石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根
二一八	一七九	二〇三	三八六	三四〇	三二七	三三七	三三六	二〇〇	二六五	二四九	四一九	一四六	二二六	一八六	二七九
一九六	一六八	二〇〇	三八四	三三七	三二四	二二九	三三四	一九四	二五七	一三三	四一七	一四六	二二六	一八六	二六四
二二	一一	三	二	三	三	八	二	六	八	一六	二	二	一	一	一
岡山	廣島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿兒島	沖縄	總計
三九〇	三八九	二二〇	一三七	一七四	二七六	一九二	三二一	一三二	一八六	三二九	二五六	九六	一四五	五六	一一、六九六
三八七	三八二	二二〇	一三七	一七四	二七三	一七四	三二一	一三二	一八四	三二八	二四五	九四	一三八	五二	一一、一一八
三	七	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	四	五七八

(二) 設立者別實業補習學校の動向

道府縣立の實業補習學校は、市町村立實業補習學校の發達につれて減少の傾向にあるも、將來は實

年次	工業	農業	商業	水産	商船	農工業	商工業	水産業	水産商業	商農業	其他	計
大正九年	五〇八	一、九五八	一、〇六七	六四九	二						八一〇	一五、九九一
同十年	四八〇	一、三、二五一	八六九	二八二	四						二二八	一五、二一四
同十一年	四八五	一、三、三五一	九五六	三七五	二						一三一	一五、三〇一
同十二年	四八二	一、三、七九〇	一、一三〇	四六九	一						一九五	一六、〇六九
同十三年	一八四	一、三、二七六	五五六	二三八	一	四六	一三	一六	一七	四一八	二五五	一五、二六五
同十四年	一七五	一、二、八六八	四七一	二三一	二	二二	一五	二八	一	四九七	四九七	一五、三三五
同十五年	一四三	一、二、五八二	四八六	二一〇	二	二二	一四	三〇	一	四九二	七五八	一五、三七八
昭和二年	一六九	一、二、五八九	五一六	一八六	三	二六	一八	三五	一	五七〇	六八二	一五、五九三
同三年	一八〇	一、二、五一一	五一九	一九四	九	二九	二二	三七	一	五八〇	六八〇	一五、四七〇
同四年	一九六	一、二、二六四	五二五	二〇八	四	三一	一七	四〇	一	五四八	六八〇	一五、三七八

實業補習學校學科別調

實業補習學校は、其の普及發達するに従ひて、其の地方の職業生活を指導するに適切なる學校を設置するやうになるので、何れの學科も次第に増設されるやうになるのであるが、之を設置するには、多くは新に學校を設立せず、一學校内に學科を増設するので、一學科のみを置く學校は次第に減じて、二學科以上を置く學校は増加する傾向になつてゐる。次の調査によつて之を見ることが出来る。尙都市に於ては同業組合と連絡して職業に適切なる經營を行ふ職業班別の補習學校を設け、又農漁村に於ては漁村班を設けて漁村生活に適切なる經營をなすことが行はれやうとしてゐる。

(三) 學科別實業補習學校の動向

道府縣	道府縣立	市立	町村立	私立	計	道府縣	道府縣立	市立	町村立	私立	計
北海道	—	—	—	—	—	道府縣	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	道府縣立	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	市立	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	町村立	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	私立	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	計	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	道府縣	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—	道府縣立	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	市立	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	町村立	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	私立	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	計	—	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—	道府縣	—	—	—	—	—
神奈川	—	—	—	—	—	道府縣立	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—	市立	—	—	—	—	—
富山	—	—	—	—	—	町村立	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	私立	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	計	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	道府縣	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	道府縣立	—	—	—	—	—
岐阜	—	—	—	—	—	市立	—	—	—	—	—
静岡	—	—	—	—	—	町村立	—	—	—	—	—
愛知	—	—	—	—	—	私立	—	—	—	—	—
三重	—	—	—	—	—	計	—	—	—	—	—
滋賀	—	—	—	—	—	道府縣	—	—	—	—	—
京都	—	—	—	—	—	道府縣立	—	—	—	—	—
大阪	—	—	—	—	—	市立	—	—	—	—	—
奈良	—	—	—	—	—	町村立	—	—	—	—	—
和歌山	—	—	—	—	—	私立	—	—	—	—	—
鳥取	—	—	—	—	—	計	—	—	—	—	—
島根	—	—	—	—	—	道府縣	—	—	—	—	—
岡山	—	—	—	—	—	道府縣立	—	—	—	—	—
広島	—	—	—	—	—	市立	—	—	—	—	—
山口	—	—	—	—	—	町村立	—	—	—	—	—
徳島	—	—	—	—	—	私立	—	—	—	—	—
香川	—	—	—	—	—	計	—	—	—	—	—
愛媛	—	—	—	—	—	道府縣	—	—	—	—	—
高知	—	—	—	—	—	道府縣立	—	—	—	—	—
福岡	—	—	—	—	—	市立	—	—	—	—	—
佐賀	—	—	—	—	—	町村立	—	—	—	—	—
長崎	—	—	—	—	—	私立	—	—	—	—	—
熊本	—	—	—	—	—	計	—	—	—	—	—
鹿兒島	—	—	—	—	—	道府縣	—	—	—	—	—
宮崎	—	—	—	—	—	道府縣立	—	—	—	—	—
鹿児島	—	—	—	—	—	市立	—	—	—	—	—
沖縄	—	—	—	—	—	町村立	—	—	—	—	—
總計	—	—	—	—	—	私立	—	—	—	—	—

設立者別實業補習學校調 (昭和八年五月一日現在)

熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山形	廣島	岡山	鳥取	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	石川	福井	新潟		
1	2	1	1	1	3	8	0	1	1	1	1	1	1	2	9	1	1	3	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
38	20	10	16	23	29	27	24	47	37	26	17	24	26	40	9	18	31	33	34	38	38	21	15	18	15	8	5	1	1	
56	1	1	2	6	4	2	3	5	7	9	5	6	7	2	5	8	9	7	0	7	8	8	2	9	0	1	1	1	1	
37	3	2	6	6	5	5	3	3	3	9	1	9	1	1	2	4	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	3	4	2	2	1	1	7	2	3	1	2	6	2	3	4	1	1	3	2	2	5	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	2	2	5	1	1	1	5	1	1	2	1	8	3	4	4	1	5	5	1	3	4	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	4	1	1	3	1	1	3	5	8	3	0	1	0	1	7	3	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	8	6	8	6	9	7	9	1	7	6	3	0	2	9	8	8	9	5	1	1	1
1	2	6	1	9	8	9	0	2	1	6	1	3	1	8	0	1	7	2	9	5	4	2	1	7	1	1	1	1	1	
4	3	0	1	4	2	5	7	6	1	9	4	2	9	9	4	5	2	4	4	4	4	4	4	6	0	2	2	2	2	

富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道
1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	5	1	1	3	3	2	2	4	4	2	2	1	2	3	1
0	4	4	2	0	5	1	3	4	4	6	6	8	1	0	1
2	2	0	7	7	2	8	5	6	8	3	9	0	1	8	0
6	2	1	9	5	3	5	9	1	3	4	0	3	5	1	5
2	7	2	1	6	1	1	6	1	5	3	5	0	2	9	1
1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	2	3	1	5	3	3	2	5	2	5	2	1	1	1	1
3	3	8	7	2	2	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	0	2	5	1	1	1	3	8	8	1	4	8	3	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	7	2	6	3	6	5	2	3	4	9	9	3	0	6	3
7	2	6	3	6	5	2	3	4	9	9	3	0	6	3	9
2	3	2	3	3	5	6	1	1	7	8	3	3	6	3	2
6	4	5	7	3	5	6	1	1	7	8	3	3	6	3	2
2	6	2	3	3	3	7	2	4	8	7	0	2	6	4	1
3	3	1	8	0	9	7	0	5	3	0	3	1	5	2	4
0	8	1	8	0	9	7	0	5	3	0	3	1	5	2	4

同 上 (昭和八年五月一日現在)

同八年	同七年	同六年	同五年
127	106	110	140
1,987	1,062	1,154	1,644
485	474	478	497
220	204	218	230
3	9	8	2
269	263	281	317
173	165	172	176
487	496	487	459
6	5	2	6
599	599	610	595
828	754	707	751
151	151	153	153

(備考) 一、大正十年、同十一年及同十二年の調査は學科別延校数の調査にして、其の他の欄には家事、裁縫、手藝科を置くもその数を計上せり。

道府縣	男子ノみ收容ノ補習學校數	女子ノみ收容ノ補習學校數	男女共收容ノ補習學校數	計
北海道	一五九	一五四	一〇一	四一四
青森道	三二五	一三七	六三	四〇五
岩手道	四四六	一六六	一八	二四八
宮城道	九七二	四六六	一〇五	一五五〇
秋田道	七二	二〇七	一〇	三〇〇
山形道	一一九	二二七	一〇	三五六
福島道	一八〇	三六七	一〇	五五六
茨城道	一九五	三〇一	一〇	五〇六
栃木道	三二	一六	一	四九
群馬道	五三	二〇	一	七四
千代田	一七五	一〇八	一	二八四
東京	一四八	一八三	一	三三一
神奈川	一六三	一四〇	一	三〇四
新潟	二七〇	一四〇	一	四一〇
富山	一六一	一〇〇	一	二六一
石川	一一二	一〇〇	一	二一三
福井	一一二	一〇〇	一	二一三
山梨	一五二	一〇〇	一	二五二
長野	一四二	一〇〇	一	二四二
岐阜	二四〇	一〇〇	一	三四〇
静岡	三一六	一〇〇	一	四一六
愛知	一六四	一〇〇	一	二六四
三重	一六四	一〇〇	一	二六四
滋賀	一六四	一〇〇	一	二六四
京都	一六四	一〇〇	一	二六四
大阪	一六四	一〇〇	一	二六四
奈良	一六四	一〇〇	一	二六四
和歌山	一六四	一〇〇	一	二六四
鳥取	一六四	一〇〇	一	二六四
島根	一六四	一〇〇	一	二六四
岡山	一六四	一〇〇	一	二六四
広島	一六四	一〇〇	一	二六四
山口	一六四	一〇〇	一	二六四
徳島	一六四	一〇〇	一	二六四
香川	一六四	一〇〇	一	二六四
愛媛	一六四	一〇〇	一	二六四
高知	一六四	一〇〇	一	二六四
福岡	一六四	一〇〇	一	二六四
佐賀	一六四	一〇〇	一	二六四
長崎	一六四	一〇〇	一	二六四
熊本	一六四	一〇〇	一	二六四
大分	一六四	一〇〇	一	二六四
宮崎	一六四	一〇〇	一	二六四
鹿児島	一六四	一〇〇	一	二六四
沖縄	一六四	一〇〇	一	二六四
計	五、〇四〇	九、一七三	一、五七三	一五、七八〇

同上 調 (昭和八年五月一日現在)

(四) 男女收容別實業補習學校の動向

實業補習教育の普及するに従ひて、男子のみ收容する實業補習學校は減少して、男女を收容する實業補習學校が増加し、尙女子のみの實業補習學校も増加の傾向を示してゐる。

男女別實業補習學校調

昭和元年	男子のみ收容の補習學校數	女子のみ收容の補習學校數	男女を收容する補習學校數	計
同	五、九五四	三、二六九	一、七三三	一〇、九五四
同	五、四一二	三、〇〇〇	一、五七三	一〇、〇〇五
同	五、四九〇	二、八七二	一、五〇〇	九、八六二
同	五、二七六	二、七〇三	一、四八八	九、四六七
同	五、一二五	二、四四五	一、三九三	九、〇一三
同	五、〇四〇	二、一七三	一、二八八	八、四九九
計	五、〇四〇	九、一七三	一、五七三	一五、七八〇

(五) 校舍別實業補習學校の動向

實業補習教育の普及發達するに従ひて、學校を特設して獨立校舍を有するものが次第に増加し、また専用の教室を有するものも増加するの傾向にあり。本年も之を調査することにし居れど、今日に於ては左に示す調査のみである。

實業補習學校校舍別調 (昭和五年五月一日現在)

校 舎 別	校 校 數	百 分 率	校 舎 別	
			獨 立 校 舎 並 に 併 設 校 舎 を 持 つ も の	併 設 校 舎 を 持 つ も の
獨立校舍を持つもの	二七六	一・八	獨立校舍並に併設校舎を持つもの	九、八〇〇
併設校舎を持つもの	四三一	二・九	兼用教室を持つもの	六五二
兼用教室を持つもの	三、六八八	二四・六	専用教室並に兼用教室を持つもの	一七二
専用教室並に兼用教室を持つもの	一五、〇一九	一〇〇・〇〇	合 計	一五、〇一九
不詳			不 詳	一・一

二 實業補習學校生徒の就學の動向

(一) 實業補習學校入學者、未入學者學の動向

實業補習學校入學者調

年 次	男	女	計
明治四三年	一二〇、五一五	一九、八〇一	一四〇、三一六
大正元年	一六一、〇八七	二八、六八四	一八九、七七七
同 同 年	二四九、三四一	四九、一七二	二九八、五一一
同 同 年	三三二、二六五	一〇一、四四五	四三三、七二〇
同 同 年	四〇八、〇六六	一八二、五一一	五九〇、五七六
昭和五年	四三五、四〇七	二三五、四二七	六七〇、八三四
同 同 年	四二三、七七二	二三九、〇三二	六六二、八〇四

備考 一、文部省年報による。

右の統計によりて見る如く、入學者は年々増加し、未入學者は年々減少するの傾向にあるが、其の未入學者の概數を調査して見れば、即ち次の通りである。

男子の尋常小學校卒業者は約六十九萬人あるが、其の内より高等小學校に入る者は約四十七萬人、中等諸學校入學者約十三萬人、計六十萬人を控除したる殘數、即ち約九萬人と高等小學校卒業者約三十六萬人より中等諸學校入學者約三萬人を控除したる殘數約三十三萬人と、高等小學校半途退學者約十萬人より中等諸學校入學者約二萬人を控除したる殘數約八萬人と、中等諸學校低學年半途退學者三萬人と、尙外に尋常小學校を卒へざるもの約三萬人を加へたるもの、即ち合計五十六萬人は年々實業補習學校に入學すべき男子の數である。

然るに現今實業補習學校に入學してゐる男子は約四十四萬人であるから、男子の未入學者は約十

二萬人である。

女子の尋常小學校卒業者は約六十二萬人あるが、其の内より高等小學校入學者約三十萬人、中等諸學校入學者約十萬人計四十万人を控除したる殘數、即ち約二十二萬人と、高等小學校卒業者二十二萬人より中等諸學校入學者約三萬人を控除したる殘數十九萬人と、高等小學校半途退學者八萬人より中等諸學校入學者約一萬人を控除したる殘數約七萬人と、中等諸學校低學年半途退學者約二萬人と、尙外に尋常小學校を卒へざるもの約四萬人を加へたるもの、即ち合計約五十萬人は年々實業補習學校に入學すべき女子の數である。

然るに現今女子の實業補習學校に入學してゐる數は、約二十四萬人であるから、女子の未入學者は約三十萬人である。

されば以上によりて、年々實業補習學校に入學すべき者は男子五十六萬人、女子五十四萬人計百一十一萬人、内入學者は男子四十四萬人、女子二十四萬人計六十八萬人であるから、未入學者は男子十二萬人、女子三十萬人計四十二萬人である。

(三) 實業補習學校に收容すべき生徒數の動向

小學校を卒業して一般の中等諸學校に入學する者は、年々多少増加の傾向あるにより、尋常小學校の卒業者數に大した増減がなければ、實業補習學校に收容すべき生徒數は多少減すべき理なるが、人口の増加に伴ひて尋常小學校の入學者及卒業者は年々多少増加し居るにより、減することなく却つ

て増加の傾向にあるべきものと思はる。今其の收容すべき生徒數を、前期二年、後期二年までとして概算すれば、凡そ左の通りである。

計	前 期		後 期		合 計
	一 年	二 年	一 年	二 年	
男	二〇萬人	一八萬人	五〇萬人	四七萬人	一三五萬人
女	三三	三〇	四八	四五	一五六
計	五三	四八	九八	九二	二九一
			計	計	
			一〇一	九三	

若し男子十九歳まで收容するとして之に三箇年を加へ、女子十七歳まで收容するとして之に一箇年を加ふるとせば、男子約百二十三萬人を加へて約二百五十八萬となり、女子約四十二萬人を加へて約百九十五萬となり、總計約四百五十三萬となる。

(三) 實業補習學校學年別生徒數の動向

實業補習學校の生徒數は、斯教育の普及發達するに従ひて増加して居ることは、前章第三節に於ても窺はれたことであるが、學年別によりて調査して見ると、其の普及發達するに従ひて、次第に上學年の生徒數の増加しつつあるを見る。即ち左の調査の通りである。

(五) 實業補習學校學科別生徒數

實業補習學校學科別生徒數調 (昭和五年五月一日現在)

道府縣	生				道府縣	生			
	道府縣立	市立	町村立	私立		道府縣立	市立	町村立	私立
秋田									
埼玉									
千葉									
東京									
神奈川									
新潟									
富山									
石川									
福井									
山梨									
長野									
岐阜									
静岡									
愛知									
三重									
滋賀									
京都									
大阪									
兵庫									
奈良									
總計									
群馬									
和歌山									
鳥取									
島根									
岡山									
廣島									
山口									
徳島									
香川									
愛媛									
高知									
福岡									
佐賀									
長崎									
熊本									
大分									
宮崎									
鹿児島									
沖繩									
總計									

設立者別實業補習學校生徒數

設立者別實業補習學校生徒數 (昭和八年五月一日現在)

道府縣	生				道府縣	生			
	道府縣立	市立	町村立	私立		道府縣立	市立	町村立	私立
北海道									
青森									
岩手									
宮城									
山形									
福島									
茨城									
栃木									
總計									

道府縣	生				道府縣	生			
	道府縣立	市立	町村立	私立		道府縣立	市立	町村立	私立
徳島									
香川									
愛媛									
高知									
福岡									
佐賀									
長崎									
熊本									
大分									
宮崎									
鹿児島									
沖繩									
總計									

職業事項	性別		計	百分率
	男子	女子		
農業	六七三、七二二	三二九、六七九	一、〇〇三、四〇一	七四・一〇
工業	七一、九〇四	二八、一九二	一〇〇、〇九六	七・三九
商業	七五、〇八〇	二六、二三九	一〇一、三一九	七・四八
水産	三、六二八	七〇四	四、三三二	〇・三二
交通	五、五八二	九〇八	六、五九〇	〇・四九
公共	八、一三八	二、三八五	一〇、五二三	〇・七八
家事	二一、四四六	六、二八八	二七、七三四	二・〇五
其他	二二、〇四三	一〇、三五七	三二、四〇〇	二・三九
計	九二七、六二七	四二六、四四七	一、三五四、〇七四	一〇〇・〇〇

(六) 實業補習學校職業別生徒數

實業補習學校職業別生徒數調 (昭和五年五月一日現在)

職業	性別		計	百分率
	男子	女子		
農業	一七、四七四	二三〇	一九、七〇四	二七・七六
工業	八、四〇五	三一七	一〇、七二二	二・一八
商業	三八、二九〇	一七六	三九、〇六六	一・四〇
水産	八三、五八二	五九五	八四、五三七	九・六〇
交通	四四、二二一	四五九	四九、六八〇	六・〇四
公共	三、六二四	二六	三、六五〇	〇・〇四
家事	四五、二四一	七五一	五六、九九二	六・四二
其他	一、三五四、〇七四	一五、三三七	一、三五九、四一一	八・八八

學科別學校	性別		計	百分率
	男子	女子		
農業	七〇八、四六五	三三七、七一三	一、〇四六、一七八	一、〇四六、一七八
工業	一〇、六六七	一、八六四	一二、五三一	一、二五三一
商業	四二、一一六	一二、三二九	五四、四四五	五四、四四五
水産	一三、一九九	四、二七五	一八、四七四	一、七四七四
交通	六、七二一	一、六八四	八、四〇五	八、四〇五
公共	三、六三七	三、六五三	七、二九〇	三、八二九〇
家事	五九、〇八二	二四、五〇〇	八三、五八二	八三、五八二
其他	三一、三三二	一二、八八九	四四、二二一	四四、二二一
計	九二七、六二七	四二六、四四七	一、三五四、〇七四	一、三五四、〇七四

右の統計に依り明かなる如く學科別生徒數は農業補習學校最も多く百四萬に達し、總數の八〇%に上る。

次は農業商業の補習學校八萬三千、商業五萬四千、農業水産四萬四千、商業工業三萬八千の順である。今學科別一校平均生徒數を見れば次の通りである。

學科	生徒數	學校數	一校平均生徒數
農業	一、〇四六、一七八	一二、一六四	八六
工業	一二、五三一	一四〇	九〇
商業	五九、四四五	四九七	一二〇

三 實業補習學校組織の動向

(一) 實業補習學校課程設置の動向

實業補習教育の發達するに従ひて、課程の單純なるものより、種々の課程を置く學校の増加する傾向を有し前期のみを置く學校とか、後期のみを置く學校とか、前期と後期とのみ置く學校とかは、次第に減少して行き、前期、後期、研究科、又は後期、研究科、専修科といふやうに置いてゐる學校は増加してゐる。此の傾向は次の統計によりても之を知ることが出来る。

實業補習學校課程別調

昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
前期の課程のみを置く學校	四一〇	三六二	三二六	三三九	二八七
後期の課程のみを置く學校	七二六	六六三	五〇二	五五三	五五八
前期及後期の課程を置く學校	六、三八二	四、七二六	三、九三七	三、七六二	三、五六〇
前期後期及研究科又は高等科を置く學校	七、三八八	九、一二〇	一〇、〇五三	九、九九六	一〇、一八七
後期及研究科を置く學校	三、八三	四、四二	四、六六	六、二一	六、四二
高等の實業補習學校	一一	八	一三	一三	一四
總計	一五、三〇一	一五、三二一	一五、二九七	一五、二八四	一五、〇八三

(備考) 文部省年報による。

(二) 實業補習學校の教授季節及教授時刻の動向

實業補習學校の教授季節及び教授時刻は從來、都市は一箇年を通じて行ふ夜學のもの多く、農村は冬季の農閑期に行ふ夜學のものが多かつたが、都市に於ては其の大勢は今日に於ても變化はないが、農村に於ては次第に冬季の夜學に加ふるに、夏季の各月に全日又は半日の三、四日間招集して教授する學校、即ち通年的のものが増加し、尙今日に於ては、一箇年を通じ低學年は毎週一日乃至二日、高學年は毎週一日の朝より夕方までの晝間教授のもの、或は多少の夜學を加へて之に準ずる教授時期のものが多くなりつつある傾向である。

實業補習學校教授時刻別調 (大正十三年六月一日現在)

男		女		計	
市	郡	市	郡	市	郡
晝間教授の學校數	二二	二、七三三	二、七五五	八六	八、二五六
晝夜教授の學校數	二	一、五一四	一、五一六	一	九二
夜間教授の學校數	三一九	九、七七〇	一〇、〇八九	三七	二二三
總計	三四三	一四、〇一七	一四、三六〇	一二四	八、五七一
					八、六九五

實業補習學校季節及教授時刻調 (昭和五年五月一日現在)

(男子之部)

時刻	季節	通年制學校數		季節制學校數		不明	計	百分率
		通年制	季節制	通年制	季節制			
晝間授業を行ふもの 夜間授業を行ふもの 晝間及夜間授業を行ふもの	不明	二、三八〇	九六二	五、七九二	一、二九	三、三五一	二、三五八	
		二、二二二	七九二	七、八四	二、七四一	八、〇二六	五、六四八	
計	不明	四、五〇二	一、七八四	一三、五七九	〇、九二	一四、五〇一	一九、二九	
		六、五八四	七、五七七	〇、三三四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、六五〇	
百分率	不明	四六・三三	五三・三三	〇・三六	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	
		四六・三三	五三・三三	〇・三六	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	

(女子之部)

時刻	季節	通年制學校數		季節制學校數		不明	計	百分率
		通年制	季節制	通年制	季節制			
晝間授業を行ふもの 夜間授業を行ふもの 晝間及夜間授業を行ふもの	不明	五、三三五	三、一七	四、二七	一、一	八、四六三	八五・八〇	
		二、七四	四、二七	一、九	七、〇四	七、一四	七・一四	
計	不明	八、〇九	七、四四	六、三	八、二	一四、六	六・四四	
		六、〇六九	三、七五九	〇、三六	九、八六四	〇、六二	〇、六二	
百分率	不明	六、一五三	三八・一一	〇・三六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	
		六、一五三	三八・一一	〇・三六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	

(備考) 調査票に通年制又は季節制の区分不詳なるものは便宜上教授季節十ヶ月以上に亘るものを通年制とし、十ヶ月未満のものを季節制として集計せり。

(三) 實業補習學校教授の教授日數の動向

實業補習學校の教授日數は、毎週一日乃至二日の晝間教授の學校の増加するに従ひて、一箇年の教

授日數は五〇日内外の學校が増加する傾向を有してゐることと思ふが昭和五年の調査によると、教授日數は男女共一箇年五十日以上百日未満のもの最も多く、男子に於ては五割以上女子に於ては約三割を占めて居る。次に多いのは男子に於ては百日以上五百日未満のものであり、女子に於ては二百日以上のものである。即ち左の統計によつても明かなる如く、男子の學校に於ては五十日以上、百日未満のものが殆んど大多數であるが、女子に於ては五十日以上、百日未満のもの、二百日以上のものとの二つの種類の學校が多いのであつて、その間のものは比較的少ないのである。この二

次に全體としての授業日數平均は男子に於ては七八十日であるが女子に於ては百日以上になつて居る。

實業補習學校一箇年教授日數調 (昭和五年五月一日現在)

課程	性別	事項	調査課程數		授業日數		振業日數
			調査課程數	授業日數	授業日數	振業日數	
前期	女	前	一、二、三〇七	二、四五六	一、三、二四六	一、二、〇七七	一、〇七三
			八、六五二	二、四五六	七、六五九	一、二、〇七七	一、〇七三
後期	女	後	一、三、〇三三	二、六六一	一、三、二八二	一、一、三六五	一、一七〇
			九、〇三三	二、六六一	八、二二六	一、一、三六五	一、一七〇
研究科	女	高	四、八、九〇九	一、四、四〇二	一、七、〇八七	一、六、六六一	一、〇六七
			八、九〇九	一、四、四〇二	七、〇八七	一、六、六六一	一、〇六七
専修科	女	專	七、四〇八	一、九、七二	一、五、八八	一、七、五四	一、一八五
			六、〇四九	一、九、七二	六、〇四九	一、七、五四	一、一八五

(四) 實業補習學校の教授時数の動向

實業補習學校の一箇年教授時数は、大正十年以前には百時内外に過ぎない學校が多かつたが、規程改正以來、文部省に於ては學科課程の標準を示して之が改善を奨励し、道府縣に於ても其の道府縣に於ける標準を示して其の改善を奨励したので、次第に教授時数も増加し、文部省昭和五年の調査によれば、男子に於ては一箇年二百時以上三百時未滿のもの最も多く半数以上を占めて居るが、女子に於ては一箇年千時以上のものが最も多い。即ち男子に於ける教授時数は大多數は二百時内外であるが、女子は千時以上のもの最も多く、二百時内外のものは之に次ぐのである。之を教授日数と聯關して考察すれば、男子の學校は多く教授日数一箇年五十日以上百五十日未滿であつて教授時数二百時内外であるが、女子の學校は教授日数二百日以上教授時数千時以上のものと教授日数五十日内外で教授時数二三百時のものとの二つの種類に分け得られるのである。次に一校平均教授時数を見るも、女子に於ては五百時以上であるが男子に於てはその半分にも達してゐない。

實業補習學校一箇年教授時数調 (昭和五年五月一日現在)

課程	性別		調査課程数	業 時 数						一校平均 業時数	
	前 期	後 期		1,000 時以上	500 時以上	400 時以上	300 時以上	200 時以上	100 時以上		未 滿
男	1,250	1,180	2,430	1,350	1,035	1,035	1,286	744	506	785	528
女	870	915	1,785	830	486	481	236	440	560	845	280
合計	2,120	2,095	4,215	2,180	1,521	1,516	1,522	1,184	1,066	1,630	808

四 實業補習教育内容の動向

(一) 實業補習學校の教材選擇と教授の動向

實業補習學校の教授は、以前に於ては、一般學校の教授と同じく教科書本位の教授であつた。大正十年以來、文部省に於ては、實業補習教育の本質に顧み、特に斯教育の地方化……郷土化、實際化……生活化を奨励したので、次第に此の傾向を増し、今日に於ては郷土の調査を行ひ、之に基きて教材の選擇に注意してゐるところの學校多く、其の教授法も生徒の經驗、調査研究に基きて行ふやうな傾向となりつつあるのは、斯教育徹底のために洵に喜ぶべきことである。

(二) 實業補習學校の實習と訓練の動向

實業補習學校は、従來夜間教授の學校が多く、今日の如く大衆青年教育の重要性を認識せし、一般に力の入れ方も少く、また夜間教授の都市の實業補習學校では、實習を課する設備も不十分であり、農村の實業補習學校では、晝間招集して教授することが困難であつたので、家庭實習又は部落實習に重き

をおき、學校實習を課してゐるところが少かつたのであるが、實業補習教育の重要性が益々認められるに従ひて、都市の實業補習學校に於ても實踐實習を課する施設をなすところ多く、農村の實業補習學校に於ては、特に其の教育の徹底を期するため、夜間教授を晝間教授とし、或は晝間教授を加味して教授する學校が多くなつたが、之に従ひて従來の家庭實習、部落實習の外、學校に於て實習を課するところが大に増加する傾向を有してゐる。

實業補習學校の訓練は、青年團等と連絡をとり、自治的訓練の施設をなしてゐたところが多かつたが、近年斯教育の重要性が益々認められ、其の徹底を期するため、以上の訓練施設に加ふるに、修養を主としたる宿泊教授を加味し、或は宿舍、農舍、農場等を設けて、當番生を一日交代、二日交代、若くは四日交代とし、長きは一週間乃至一ヶ月交代として、宿泊訓練を行ふものがあり、かく塾的、道場的の訓練を行ふものが、次第に増加する傾向を有してゐる。

(三) 實業補習學校の卒業生指導と後援施設の動向

我が國の實業補習教育は、青年團と關係して發達したるところ多く、生徒も卒業生も其の團員であつた關係上、青年團員としての指導があつたのみで、單に卒業としての指導は殆ど行はれてゐなかつたのである。尤も都市の實業補習學校中には、多少之と趣を異にしてゐるところもあつて、同窓會などを設け、卒業生との連絡してゐたところもあつたが、農村の實業補習學校に於ては、前述のやうに青年團員として指導し、近年に至りては青年團の産業部と連絡をとり、農事の研究會などを作り、卒業生

を中心としての地方改善に力を注いでゐるところが、次第に起つてゐる情況であり、卒業生の指導に就ては、都市も農村の實業補習學校も、共に注意を拂ふやうになつてゐる。

實業補習教育の後援施設としては、補習教育督勵委員とか奨勵委員とかを設けてゐるところあり、たまに、商議員を置き後援會の如きを設けてゐたところもあつたが、町村に於ては青年訓練所の後援會が發達し、青年教育統一の問題が高調されるに従へ、青年教育後援會として兩者の後援をなすものが多くなりつつあり、又近年非常時の聲の高まり、國民更生、農村更生の叫ばれるに従ひ、之を打開するには大衆實業青年の力に俟つことの大きなるを感ずるやうになつたので、實業補習教育振興の氣運が一般に高まるやうになり、府縣に於て實業補習教育振興會を企つるものが生ずるやうになつた。

五 實業補習教育指導の動向

(一) 實業補習學校専任教員設置の動向

實業補習學校の専任教員設置の狀況は、年々増加の傾向を辿つてゐることは、左の調査によりて明らかである。

大正五年	學校數	専任教員數	一校當専任教員數
同	七、三八六	二、三一九	〇・三五
	九、六九三	二、九一一	〇・三〇

道府縣	專任教員數				兼任教員數				合計
	校長	教諭	助教諭	其他ノ員	校長	教諭	助教諭	其他ノ員	
北海道	一	五	七	三	四	一	五	四	一八六
青森	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
岩手	一	六	五	三	三	五	六	三	一八八
宮城	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
秋田	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
山形	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
福島	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
茨城	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
栃木	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
群馬	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
埼玉	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
千葉	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
東京	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
神奈川	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
新潟	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
富山	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
石川	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
福井	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
長野	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
岐阜	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
静岡	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
愛知	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
三重	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
滋賀	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
京都	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
大阪	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
和歌山	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
奈良	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
徳島	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
香川	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
高松	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
愛媛	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八
高知	一	八	七	三	三	六	九	三	一八八

年	專任教員數				兼任教員數				合計
	校長	教諭	助教諭	其他	校長	教諭	助教諭	其他	
大正十四年	一〇三	九四二	五、四四四	二、五五七	一三、〇七七	九四六	三、五三三	一、九四六	六六、七二二
昭和元年	一〇八	一、三三三	六、三六二	二、八〇四	一三、七一一	一、三〇〇	三、五九一	一、九六五	八〇、三三三
二年	一三三	二、〇七七	六、九六六	三、四九七	一四、〇六三	二、〇〇八	三、七九一	二、一六四	八八、九四五
三年	一五九	二、六〇〇	六、九八〇	三、五八八	一四、一五五	二、五九三	三、三三三	二、三三三	九〇、〇七
四年	一八二	三、三三六	六、九八八	四、〇〇八	一四、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	九七、七三六
五年	一九四	四、〇六六	六、八七四	四、四二五	一四、四九二	三、七三三	四、〇〇〇	三、三三三	一〇〇、〇〇〇
六年	一九九	四、五九〇	六、五五六	四、五三八	一四、七三九	三、七三三	四、〇〇〇	三、三三三	一〇〇、〇〇〇
七年	二二二	五、三三三	六、三三三	五、二二二	一四、五九二	四、二二二	四、二二二	三、三三三	一〇〇、〇〇〇
八年	二二三	六、二二二	五、八八八	五、六七八	一四、八二二	四、八八八	四、二二二	三、三三三	一〇〇、〇〇〇

實業補習學校教員數調(二) (昭和八年五月一日現在)

年	專任教員數	兼任教員數	合計
昭和元年	一、〇〇〇	一、五〇〇	二、五〇〇
二年	一、五〇〇	二、〇〇〇	三、五〇〇
三年	二、〇〇〇	二、五〇〇	四、五〇〇
四年	二、五〇〇	三、〇〇〇	五、五〇〇
五年	三、〇〇〇	三、五〇〇	六、五〇〇
六年	三、五〇〇	四、〇〇〇	七、五〇〇
七年	四、〇〇〇	四、五〇〇	八、五〇〇
八年	四、五〇〇	五、〇〇〇	九、五〇〇
昭和九年	五、〇〇〇	五、五〇〇	一〇、五〇〇
昭和十年	五、五〇〇	六、〇〇〇	一一、五〇〇
昭和十一年	六、〇〇〇	六、五〇〇	一二、五〇〇
昭和十二年	六、五〇〇	七、〇〇〇	一三、五〇〇
昭和十三年	七、〇〇〇	七、五〇〇	一四、五〇〇
昭和十四年	七、五〇〇	八、〇〇〇	一五、五〇〇
昭和十五年	八、〇〇〇	八、五〇〇	一六、五〇〇
昭和十六年	八、五〇〇	九、〇〇〇	一七、五〇〇
昭和十七年	九、〇〇〇	九、五〇〇	一八、五〇〇
昭和十八年	九、五〇〇	一〇、〇〇〇	一九、五〇〇
昭和十九年	一〇、〇〇〇	一〇、五〇〇	二〇、五〇〇
昭和二十年	一〇、五〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、五〇〇

(備考) 一、昭和六年までは文部省年報(十月一日現在調査)による。
 二、昭和七、八年の教員數は、實際は前年より増加しつつあると思はれど、五月一日現在の社會教育局調査によつたもので、其の調査の時期を異にするためと思ふ。

實業補習學校教員數調(一)

總計	沖鹿宮大熊長佐福高愛香徳山廣岡島鳥和奈兵大京滋	兒島崎分本崎賀岡知媛川島口島山根取山良庫阪都賀																
三二	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六二七	七	一九〇	一四	一三	一八	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
五、八六	一九	一、二八	一、〇九	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六
五、六七八	六	二、五	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
一、八〇七	三	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一、八〇一	八	一、五	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三
四、八五	元	一、七	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五
四、七五	〇	二、二	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七
一〇、七五	三	二、四	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九
八、七五	五	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
一〇、〇一	六	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七

(二) 實業補習學校教員養成の動向

實業補習學校教員の養成の情況に就ては、第十一章第二節に於ても述べたが、男子部の設置、兵庫、福井縣を除いた府縣に盡く設置され、女子部は岡山、山口、鹿兒島の三縣に過ぎないが、近年女子實業補習教育の必要を痛感し、其の發達を希望するものが多くなつたので、他の府縣に於ても、女子部の設置を計劃せんとするものあるに至つてゐる。

養成所の修養年限は、初めは一年のものが多數であつたが、今日に至りては二年のものが大多數である。將來は盡く二年とするやうになることと思ふ。

養成所の教授訓練に就ても、従來は大して他の學校に比して特色がなかつたが、近年實業補習學校の教授訓練の進むにつれて、養成所の教授訓練に於ても、一層實際化し、實驗實習に重きをおき、宿泊訓練を試みるものあるやうになつてゐる。

以上は、農村を主とした養成所であつて、未だ商工、水産の補習學校教員の養成施設を見ないのであるが、將來は、之が施設を講ぜねばならぬことと思ふ。

(三) 實業補習教育指導機關設置の動向

實業補習教育の指導は、従來は、文部省に於ては、督學官、府縣に於ては、府縣郡の視學が、他の學校の視察のと共に行つてゐたのである。それでも、郡役所があり郡視學があつた間は、地方により相當に力を到されてゐた所もあつたけれど、郡役所廢止郡視學を廢して其の半數の府縣視學を置いてより以來は、其の視察指導が小學校にのみ忙殺され、實業補習學校に及ばぬやうになつたのである。

これより先き大正十年より、文部省に於ては、初めて實業補習教育主事五名を置き、専ら實業補習教育指導の任に當らしめたが、府縣に於てもこれより實業補習教育主事、實業教育主事、其の他の専任指導者を置くものがあり、爾來年々増設の傾向になつて居り、今日に於ては青森、岩手、富山、長野、愛知、徳島、愛媛、沖繩の八縣を除いた三十九の道府縣には、専任の實業補習教育指導機關を設けられてあり、尙岩手、長野、愛知の三縣には兼任の指導機關を設けてゐる情况である。

また文部省に於ては、昭和四年に社會教育局を新設し、實業補習教育と青年訓練とを共に一般青年の教育として所管することになり、文部省實業補習教育主事を廢して、新に文部省社會教育官を置き、他の社會教育と共に監督指導に任せしむることになり、現に六名をおくことになつてゐるが、現在に於ても不足してゐるのであるから、社會教育の發達につれ、將來は増員せらるべきものと思ふ。

六 實業補習教育に関する經費の動向

(一) 實業補習學校經費の動向

實業補習學校の經費は、實業補習教育の發達に伴ひて年々増加してゐる。其の情況の一端は第十四章第二節の一覽に於ても見ることが出来るが、猶左に示す調査によりても之を窺ふ事が出来る。

年	學校數	總經費	一學校平均	生徒一人當
大正十年	六六二	六六二、二七〇	八八	一・九一
同 九年	九三一	九三一、一三四	九六	一・六一
同 八年	五、二九二	五、二九二、五六八	三五七	五・三二
昭和元年	一三、三二六	一三、三二六、一九一	八七一	一・七八
同 元年	一七、一八一	一七、一八一、三四八	一二七	一・四五
同 元年	一五、六三八	一五、六三八、三二八	一〇二六	一・三〇
同 元年	一五、八〇一	一五、八〇一、六三〇	一、〇五二	一・四八
同 元年	一六、八九三	一六、八九三、一一四	一、一一二	一・一八

(二) 實業補習教育に関する經費の動向

實業補習教育に関する諸種の經費も、實業補習教育の發達につれて次第に増加しつつあることは、左の調査によりて之を知るに足らう。

年	實業補習學校費	同教員養成費	同教員講習費	其の他實業補習教育費	合計	實業補助費
大正十年	五、八二九、五七五	一九〇、四〇八	七、四三五	一七六、七一四	六、二〇四、一三二	五五七、四二六
同 九年	一〇、六〇一、七〇五	三五七、三五九	一一、二一一	一一一、三二八	一一、〇九一、六〇四	九五五、一四二
昭和元年	一五、〇五四、四七二	四二二、六九六	一三、四〇八	二〇、八〇三	一四、五一二、三七八	一、五一八、二八三
同 元年	一七、七二一、二七〇	四八七、八五〇	一七、七八三	六三、九六六	一八、二九〇、八六九	一、二〇四、九七〇
同 元年	一五、八〇一、六三〇	三三一、三一二	一三、六〇八	四一、四九六	一六、一八八、〇四六	一、〇九九、七二一
同 八年	一六、八九二、一一四	三〇五、四八一	一七、三二三	五五、三一〇	一七、二七一、二二八	一、三八六、五〇二

總計	沖兒	鹿島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山梨	廣島	岡山	鳥取	島根	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀
一六、八九三、一一四	六九〇、四二九	三九〇、四三三	一九三、八八三	四九三、八五三	三八二、六九八	四三三、二九六	七五一、七一八	二六九、四六〇	二九四、五一九	一五二、八八六	二五〇、六七四	五七五、三七一	五五四、四〇七	七四五、四二六	一九八、七六二	一五九、五六二	二二〇、五五〇	一四七、八一五	八八六、三八六	五四五、三七二	三八五、三一〇	三六六、七九五	三六六、七九五
三〇、四八一	一一、〇三二	一四、九四六	二、八七三	一四、四七二	七、〇六〇	一〇、八四六	一三、〇六六	四、三〇六	六、二四四	一、三五〇	一五、六五八	六、七四四	一、四〇一	二、九八九	四、五九六	二、九五〇	四、〇七〇	七、二九七	一八、三七二	七、二五九	六、二一九	六、二一九	
一七、三二三	七〇〇	二、三〇三	六八二	三三〇	三六〇	一、〇四八	三〇	二六	二八〇	八〇〇	四一三	一七四	二一七	一、六七三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	二〇〇	
五五、三一〇		一、一八五	一、〇〇〇	四、四六六	五、四〇〇	七、三三二	四、四六六	三、三二五	一、三三八	三、三二五	一、四二〇	三、三二五	一、四二〇	二、二九七	一、四八二	一、六二一	一、六二一	一、六二一	一、六二一	一、六二一	一、六二一	五二〇	
一七、二七一、二二八	七〇二、一六一	三六七、三八四	一九九、〇五九	五〇一、一九二	三九〇、二一八	四五〇、〇二二	七七〇、二九八	二七六、八二五	二九八、八二五	一五九、一三〇	二五二、一八八	五九一、六三四	七六〇、五五六	二〇三、〇六九	一六六、四五五	二三五、一九九	一五八、八八五	八九六、九七七	五六五、七四四	三九二、五六九	三九二、五六九	三九二、五六九	
一、三八六、五〇二	二、〇〇〇	七、一六七	二五、二〇〇	一、五四八	六、〇七一	二七、六〇〇	一〇〇、二九六	七、〇〇〇	二六、三一五	二二、三七六	三二、九一八	六七、三三〇	四七、四二〇	二七、一四	八、三九七	九、五八九	六、七四〇	一、七九〇	一、七九〇	一、七九〇	一、七九〇	一、八六五	

道府縣	實業補習學校費	同教員養成費	同教員講習費	其他ノ實業 講習費	合 計	實業補習教育 補助費
北海道	三二四、五二七	四、二〇八	九三八	二、一一〇	三三〇、八四五	一〇、三四〇
青森	一六二、四九八	二、九七一		二、二三八	一六八、六四五	三、八六二
岩手	一五七、六二〇	五、六四四		一、八五〇	一五七、六二〇	八、四一六
宮城	二二三、一三七	二、九六六		一、〇〇〇	二二八、七八一	一、二〇一
秋田	三四二、〇一一	八、八五二		一、〇〇〇	三四六、八二七	三二、八〇〇
山形	三五一、五一二	六、〇〇一		一、〇〇〇	三六一、三六四	一六、四六五
福島	四一二、〇九四	八、三三六		四、二一三	四一八、〇九五	二七、六三二
茨城	二九二、七九四	四、九三四		五、二〇九	二九七、〇〇七	一六、五〇〇
栃木	二二七、四六二	八、三三六		二、〇一三	二三一、四八二	一一、七五二
群馬	三〇九、五九九	二、八五七		二、〇一三	三一四、五三三	二一、〇〇〇
千葉	三五二、三三三	九、二七〇		一、九七五	三五七、四〇二	一八、八二七
東京	二一七、一六三	八、一八一		二、二八四	二二一、六六三	三、五七三
神奈川	七九三、二四三	五、一五八		四、四四三	八〇四、九一〇	四九、三九六
新潟	三二六、二六一	二、〇五三		一、〇〇〇	三三四、九九二	一八、四三一
富山	一五八、五九三	二、〇五三		四、四四三	一五八、六九三	一一、二九八
石川	二九六、二四二	一、〇〇〇		一、〇〇〇	三〇三、七三八	一七、八六八
福井	一五五、二八五	一、〇〇〇		一、〇〇〇	一五五、七八五	七、二九〇
山梨	一三五、二二九	二、三四九		四、四四三	一三八、八八一	九、二六九
長野	六七七、九一八	一、八五七		一、〇〇〇	六九六、八一〇	二〇、〇八〇
岐阜	二九六、六三八	六、五二八		二、五〇〇	三〇三、五六六	一五、〇〇〇
静岡	二七七、一七八	七、五二二		二、五〇〇	二八四、八九〇	二九、四八六
愛知	五九九、九二九	九、五三六		三、〇〇〇	六一七、四二九	五六、一二二
三重	二八九、三五五	一、八〇〇		二、五〇〇	二九一、八五五	二八、五八〇

實業補習教育に關する昭和八年度經費豫算調 (昭和八年五月一日現在)

總計	沖鹿宮大熊長佐福高愛香德山廣岡島島和奈兵大京滋三愛 兒歌
一、一一一・九〇	一、三四二・一二
一、二一八	一、五〇七
九一・二	八九・〇
一・二	一・五
五・四	五・三
六・六	六・八
六・五	六・七
六・三	六・五
六・二	六・四
六・一	六・三
六・〇	六・二
五・九	六・一
五・八	六・〇
五・七	五・九
五・六	五・八
五・五	五・七
五・四	五・六
五・三	五・五
五・二	五・四
五・一	五・三
五・〇	五・二
四・九	五・一
四・八	五・〇
四・七	四・九
四・六	四・八
四・五	四・七
四・四	四・六
四・三	四・五
四・二	四・四
四・一	四・三
四・〇	四・二
三・九	四・一
三・八	四・〇
三・七	三・九
三・六	三・八
三・五	三・七
三・四	三・六
三・三	三・五
三・二	三・四
三・一	三・三
三・〇	三・二
二・九	三・一
二・八	三・〇
二・七	二・九
二・六	二・八
二・五	二・七
二・四	二・六
二・三	二・五
二・二	二・四
二・一	二・三
二・〇	二・二
一・九	二・一
一・八	二・〇
一・七	一・九
一・六	一・八
一・五	一・七
一・四	一・六
一・三	一・五
一・二	一・四
一・一	一・三
一・〇	一・二
〇・九	一・一
〇・八	一・〇
〇・七	〇・九
〇・六	〇・八
〇・五	〇・七
〇・四	〇・六
〇・三	〇・五
〇・二	〇・四
〇・一	〇・三
〇・〇	〇・二

道府縣	一校平均經費	生徒一人當經費	一校平均生徒數	專任教員	兼任教員	計
北海	七八三・八八	一七・三七	四五・一	〇・九	三・六	四・五
青森	四〇一・二三	五・五四	七二・四	〇・四	四・二	四・六
岩手	六三五・五六	一〇・九七	五七・九	〇・八	四・七	五・五
宮城	一〇三七・八五	五・四一	一九一・七	二・六	七・九	八・〇
秋田	一一〇三・二六	九・一三	一二〇・八	一・三	六・七	八・〇
山形	一一六〇・一一	九・六一	一二〇・七	一・四	六・八	八・二
福島	八一六・〇三	六・七八	一二〇・四	一・三	五・一	六・四
茨城	六〇一・二二	七・二二	八三・二	〇・六	五・三	五・九
栃馬	九一三・三一	一三・〇五	七〇・〇	〇・七	四・八	五・五
群馬	一二五三・四四	七・八四	一五九・八	〇・五	二・四	二・九
千葉	九二九・六四	八・三二	一一一・七	〇・二	五・五	五・七
東京	五七一・四八	七・八七	七二・六	〇・七	五・八	六・五
神奈	二、四九四・四七	二二・九四	一〇四・二	一・四	七・八	九・二
新潟	一、四九六・六一	二二・七六	一一七・三	一・三	五・〇	六・三
富山	六八九・五三	一〇・二三	六七・四	〇・九	六・〇	六・九
石川	一、三一六・六三	一六・二八	八〇・九	一・一	六・六	七・七
福井	七七六・四二	一三・三一	六三・一	〇・八	四・四	五・二
長野	六〇一・〇二	七・六三	七八・八	〇・一	四・四	四・五
山梨	六四五・五〇	一二・一〇	三三・〇	〇・二	三・九	四・一
岐阜	六四〇・六九	八・五六	七四・八	〇・五	三・一	三・六
靜岡	六二二・七六	一〇・四三	五九・七	〇・四	二・五	三・〇

實業補習學校一校平均經費、生徒一人當經費並一校平均生徒數、專任教員、兼任教員、計 (昭和八年五月一日現在)

道府縣	補助金		計額	實業補習學校費	國庫補助金一圓ニ對スル補習學校費
	國庫補助金	道府縣補充金			
北海道	一六、七五〇	一一、二〇五	二八、九五五	三二四、五二七	一九・三七
青森道	三、二〇〇	四二五	三、六二五	一六二、四九八	五〇・七八
岩手道	八、二〇〇	三、七六八	一一、九六八	一五七、六二〇	一九・二二
宮城道	一六、七〇〇	五、四九〇	二二、一九〇	二二三、一三七	一三・三六
秋田道	一九、二五〇	八、七六四	二八、〇一四	三四二、〇一一	一七・七七
山形道	一九、二〇〇	五、六五一	二四、八五一	三五一、五一二	一八・三一
福島道	三〇、八〇〇	二七、一七一	五七、九七一	四一二、〇九四	一三・三八
茨城道	一八、三〇〇	一五、〇〇〇	三三、三〇〇	二九二、七九四	一六・〇〇
栃木道	一一、七五〇	一一、七五二	二三、五〇二	二二七、四六二	二〇・二一
群馬道	一六、二五〇	一三、五〇〇	二九、七五〇	三〇九、五九九	一九・〇五
埼玉道	二四、三〇〇	一八、〇〇〇	四二、三〇〇	三五二、三三三	一四・五〇
千葉道	一〇、七〇〇	九七三	一一、六七三	二一七、一六三	二〇・二九
東京都	三九、七〇〇	九七三	三九、七〇〇	七九三、二四三	一九・九八
神奈川県	二一、二五〇	二一、四七六	四二、七二六	三二六、二六一	一九・三五
新潟道	二四、三〇〇	一〇、七一八	三五、〇一八	三九二、九二五	一六・一七
富山道	一一、二〇〇	一一、一八四	二二、三八四	一五八、五九三	一四・一六
石川道	二二、三〇〇	一九、八〇七	四二、一〇七	二九六、二四二	一三・二八
福井道	九、七〇〇	七、二九〇	一六、九九〇	一五五、二八五	一六・〇〇
山梨道	六、二九〇	九、二六九	一五、四六九	一三五、二二九	二一・八一
長野道	八七、八〇〇	一二七、一一一	二一四、九一一	六七七、九一八	七・七二
岐阜道	一八、七五〇	一五、〇〇〇	三三、七五〇	二九六、六三八	一五・八二
静岡県	一一、七五〇	七、七三八	一九、四八八	二七七、一七八	二三・五八

實業補習教育費國庫補助金並地方費支出額調 (昭和七年度)

(三) 實業補習教育費國庫補助金並地方費補充金の動向

實業補習教育費に對する國庫補助に關しては、第十章に於て詳細に述べたのであるが、實業補習教育の重要性に鑑み、將來は義務教育費國庫負擔金に準じ、増額すべきものと信じてゐる。右の國庫補助金に對しては、道府縣費を以て補充することにしてゐるが、其の補充金も増加の傾向にあつたが、近年の不況により多少減額してゐるのを見る。即ち次の通りである。

實業補習教育費國庫補助金並地方費支出額調

年	國庫補助金	道府縣補充金	計
大正十三年	三〇〇,〇〇〇	七七六,三三八	一,〇七六,三三八
昭和元年	三〇〇,〇〇〇	八五六,九二四	一,一五六,九二四
二年	三〇〇,〇〇〇	一,〇五八,二七五	一,三五八,二七五
三年	五〇〇,〇〇〇	一,〇七三,四三二	一,五七三,四三二
四年	五〇〇,〇〇〇	一,〇二二,三三六	一,六〇二,三三六
五年	一,五〇〇,〇〇〇	一,〇四二,六〇一	二,五四二,六〇一
六年	一,三〇〇,〇〇〇	一,〇〇一,九七〇	二,三〇一,九七〇
七年	一,二〇〇,〇〇〇	一,〇〇三,二二四	二,二〇三,二二四
八年	一,二〇〇,〇〇〇	九三六,八五七	二,一三六,八五七

【洋東は本土富は山】

版三	版三	版三	版三	刊新最	版三	版一廿	版二卅	版二十	版五	版三
東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎
解析幾何綱要	計算法	數學教育各論	物理學上卷	物理學下卷	物理學	力學	波動論・音響學・光學	高等電氣學	高等物理學講義	高等化學講義
菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊
0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書

貴社の親切なやりぶりに感謝します (青森・榛澤好三)……讀者の聲

【書圖洋東は書育教】

版三	刊新最	版三	版四	版八	版五	版八	版八	版八	版八
東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎	東京女高師教授 田中増太郎
微分積分綱要	商業數學	商業數學	微分積分學	微分積分學	座標幾何學	三角法	代數	代數	代數
菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊
0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書	本書は簡明に解説した斯學入門の良書

高等程度參考書

高等學術書

貴社發行の圖書は教育界の燈臺なり (群馬・角田雅雄)……讀者の聲

【書圖洋東は書育教】

Table of books with columns for author, title, and price. Includes titles like '高等化学講義', '動物学汎論', '遺傳講話', '世界地理圖集', and '内燃機関'.

御社の親切とを迅速なることに深く敬意を表す (千葉・篠原勘解由) ……讀者の聲

【洋東は本士富は山】

Table of books with columns for author, title, and price. Includes titles like '材料強弱學', '工場管理學', '高等國文法講義', and '支那文學史'.

貴社の燈火によつて教育道を進み行く (富山・但田浩) ……讀者の聲

【山は宮本は東洋】

版七	版三	版五	刊新最	刊新最	刊新最	版三	版七	版六	版三十	版十
東京音楽学校教授 眞篠 俊雄	奈良女高師教授 石澤 吉磨	京都帝大教授 沙宮 見三郎	文部省実業補 習教育主事 菰田 萬一郎	文部省実業補 習教育主事 菰田 萬一郎	文部省実業補 習教育主事 菰田 萬一郎	東京女高師教授 内藤 博智	東京女高師教授 佐藤 小吉	奈良女高師教授 神戶 伊三郎	奈良女高師教授 神戶 伊三郎	奈良女高師教授 神戶 伊三郎
和聲の實習問題	實業道徳精義	實業補習教育概論	現代實業作法	現代實業作法	現代實業作法	最近に於ける 歐米國際關係	系譜精表	サイエンス 一般理科教育の實際	サイエンス 一般理科教育の實際	サイエンス 一般理科教育の實際
菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇
在來の數字附低音の研究に於ける 曲家音樂學校教科書文檢受檢者 東西實業道徳研究の集大成 商其他實業專門學校教科書に 多量の資料を採録したエキス 員な資料を採録したエキス 實業家中心の著作法解説書 等より國際的作法に及ぼせる 最近五ヶ年の歐米國際關係 著者は史界に定評の新進博 君臣各種の系譜を要領よく精 選排し萬人向携帶用とす 師教科書に使用。國史研究者 ゼネラルサイエンスの主張を 學新理科改正要目に基づき 混雑案を示す。ゼネラルサイ 及有樂界の新權威者たる3者 1音楽界の基礎知識を詳し 濟論に分類し、2音楽術語に 書論に分類し、3音楽術語に 参考論多し、4音楽術語に 簡明直截な平易な註釋を の原文を直訳せしめ、5音楽 切原語を直訳せしめ、6音楽 本原語を直訳せしめ、7音楽 序説、良心、女高師、女高 等女子の爲に懇切に述べら 教育學の爲に懇切に述べら 師範學校の爲に懇切に述べ 高等教育の爲に懇切に述べ 著者は本邦心理學の発展に 本邦心理學の発展に力をつく 攻科の女子専門校に採用され 邦唯一の女子専門校に採用さ 哲學系と折衷史との融合を 邦唯一の女子専門校に採用さ										

貴社の親切は百年の知己に勝る (宮城・三宅賢)……讀者の聲

【書圖洋東は書育教】

版七	版三	版五	刊新最	刊新最	刊新最	版三	版七	版六	版三十	版十
東京音楽学校教授 眞篠 俊雄	奈良女高師教授 石澤 吉磨	京都帝大教授 沙宮 見三郎	文部省実業補 習教育主事 菰田 萬一郎	文部省実業補 習教育主事 菰田 萬一郎	文部省実業補 習教育主事 菰田 萬一郎	東京女高師教授 内藤 博智	東京女高師教授 佐藤 小吉	奈良女高師教授 神戶 伊三郎	奈良女高師教授 神戶 伊三郎	奈良女高師教授 神戶 伊三郎
和聲の實習問題	實業道徳精義	實業補習教育概論	現代實業作法	現代實業作法	現代實業作法	最近に於ける 歐米國際關係	系譜精表	サイエンス 一般理科教育の實際	サイエンス 一般理科教育の實際	サイエンス 一般理科教育の實際
菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇	菊三〇三〇
在來の數字附低音の研究に於ける 曲家音樂學校教科書文檢受檢者 東西實業道徳研究の集大成 商其他實業專門學校教科書に 多量の資料を採録したエキス 員な資料を採録したエキス 實業家中心の著作法解説書 等より國際的作法に及ぼせる 最近五ヶ年の歐米國際關係 著者は史界に定評の新進博 君臣各種の系譜を要領よく精 選排し萬人向携帶用とす 師教科書に使用。國史研究者 ゼネラルサイエンスの主張を 學新理科改正要目に基づき 混雑案を示す。ゼネラルサイ 及有樂界の新權威者たる3者 1音楽界の基礎知識を詳し 濟論に分類し、2音楽術語に 書論に分類し、3音楽術語に 参考論多し、4音楽術語に 簡明直截な平易な註釋を の原文を直訳せしめ、5音楽 切原語を直訳せしめ、6音楽 本原語を直訳せしめ、7音楽 序説、良心、女高師、女高 等女子の爲に懇切に述べら 教育學の爲に懇切に述べら 師範學校の爲に懇切に述べ 高等教育の爲に懇切に述べ 著者は本邦心理學の発展に 本邦心理學の発展に力をつく 攻科の女子専門校に採用され 邦唯一の女子専門校に採用さ 哲學系と折衷史との融合を 邦唯一の女子専門校に採用さ										

貴社は出版界のナンバーワンなり (岡山・小林大男)……讀者の聲

エト 7L21

【版六 好評々々】

【版五 好評々々】

文部省實業補習教育前主事
大阪市教育局部長 **岡篤郎先生著**

菊版上製 定價四圓五十錢
五百餘頁 送料二十四錢

産業教化補習學校經營原論 地方改善

特色
△學校の地方化・教育の社會化は昭和國民教育の生命 本書は公民教育の權威であり、市町村の産業教化の考究に多年の蘊蓄を傾倒された著者が民力涵養産業教化の擴張を基調とせる補習學校經營原論である。
△昭和實業補習教育の新使命の下に批判の眼を以て其の施設經營の方法を痛快に説明せる最良最精の權威書

文部省實業補習教育前主事
大阪市教育局部長 **岡篤郎先生著**
菊版上製 定價三圓三十錢
三九五頁 送料二十錢

産業教化補習學校經營の實際 地方改善

本書は全國優良補習學校經營の實際につき其特色長所を紹介したる經營原論の姉妹篇にて學校當局市町村當局必讀書

目次

第一章 實業補習學校の經營は理想から現實へ 第二章 教育導重で隆々たる村勢を築いた市邊實業補習學校 第三章 陛下に拜謁を賜りたる横須賀實業補習學校 第四章 努力の結晶から積上げた矢野農業公民學校 第五章 小學教育と實業補習教育とを結びつけた農村補習學校 第六章 新しい特産を作った大賀農業公民學校等 (第十七章迄)

東京 東大 洋圖株式會社發行

東京市神田區神保町一丁目七番地
大阪市南區安堂寺町一丁目八番地

終